

清 掃 事 業 概 要

令和5年度



静岡市環境局

はじめに

清掃事業の円滑な運営は、地方自治体に課せられた重要な責務であり、市民の日常の諸活動に伴って排出される廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。

しかし、現代社会は、物質的な豊かさを与えつづけてきた反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムによるごみの急激な増加をもたらし、生産技術の高度化や多様化に伴うごみ質の変化による適正処理が困難なごみが排出される等の問題も発生しています。

そのため、このような社会経済システムを根本的に改め、持続可能な経済社会へ移行し、社会経済活動のあらゆる面において環境問題や資源化に配慮する「循環型社会」に転換していくことが求められています。

こうした中、本市は廃棄物処理事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を令和5年3月に改定し、

- 1 「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造
- 2 環境負荷の少ない快適な水環境の推進

の2つを基本理念として掲げ、各種施策の展開を図っています。

また、産業廃棄物に関しては、従来の産業廃棄物処理対策基本計画の枠組みを「方針」と「実施計画」の2部構成に改め、

- 1 4Rのさらなる推進
- 2 安全・安心な廃棄物処理の推進
- 3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成

の3点を基本方針として掲げ、実施計画において具体的な活動内容と目標を設定し、施策を展開しております。

これらの基本計画に基づき、4Rに関する情報提供や啓発・支援を行うとともに、ごみの収集運搬から中間処理、最終処分に至るまで効率的で環境への負荷をできる限り最少化するシステムづくりを推進しています。

今後とも市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を認識し、より協働して、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきたいと考えていますので、市民の方々はもとより関係各位におかれましても格段の御協力、御支援を賜りますようお願いいたします。

令和5年10月

静岡市環境局

目 次

第1章 総説

| | |
|----------|---|
| 1 静岡市の沿革 | 1 |
|----------|---|

第2章 事業体制

| | |
|-----------------|----|
| 1 組織・事務分掌等 | 3 |
| 2 予算・決算・処理原価 | 6 |
| 3 施設・機材 | 8 |
| 4 清掃工場のばい煙等測定結果 | 12 |

第3章 啓発活動（ごみ減量運動、環境美化活動）

| | |
|-------------------|----|
| 1 静岡版「もったいない運動」 | 13 |
| 2 静岡市資源循環啓発施設の運営 | 15 |
| 3 その他のごみ減量・環境美化活動 | 16 |

第4章 ごみ処理事業

| | |
|---------------------------|----|
| 1 ごみ処理事業の沿革 | 18 |
| 2 排出、収集・運搬 | 23 |
| 3 資源回収事業 | 26 |
| 4 家庭可燃ごみ（ステーションごみ）の組成調査結果 | 28 |
| 5 清掃工場におけるごみの組成分析 | 29 |
| 6 令和4年度ごみ処理実績 | 30 |
| 7 水銀使用廃製品の収集・処分 | 31 |
| 8 事業系一般廃棄物 | 32 |
| 9 犬・猫等の火葬 | 35 |

第5章 し尿処理事業

| | |
|------------------|----|
| 1 し尿、浄化槽事業の沿革 | 36 |
| 2 し尿、浄化槽汚泥等の処理体系 | 39 |
| 3 処理実績 | 40 |
| 4 し尿 | 40 |
| 5 浄化槽 | 42 |

第6章 産業廃棄物

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 静岡市産業廃棄物処理対策推進方針の概要 | 45 |
| 2 産業廃棄物処理業許可業者数・産業廃棄物処理施設数等 | 46 |
| 3 廃棄物の適正処理指導関係 | 47 |

第7章 清掃事業年表

| | |
|-------------|----|
| 1 静岡市 | 49 |
| 2 旧静岡市 | 57 |
| 3 旧清水市 | 68 |
| 4 旧蒲原町・旧由比町 | 70 |

第1章 総説

| | |
|----------------|---|
| 1 静岡市の沿革 | 1 |
|----------------|---|

第1章 総 説

1 静岡市の沿革

本市は、北は 3,000m級の山々が連なる南アルプスから、南は水深 2,500mに達する駿河湾まで、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから政治、経済、情報、文化、教育など、様々な中枢的な機能が集積した政令指定都市で、Jリーグの清水エスパルスのホームタウンであり「サッカーのまち」としても有名である。

産業は、国際拠点港湾である清水港を中心とした港湾関連産業、中心市街地では、全国有数のにぎわいを見せる商店街を中心とした商業・サービス業、臨海地域を中心としたアルミなどの金属や機械、化学、食料品などの製造や、家具、雛具・雛人形、プラスチックモデル、サンダルなどの地場産業が盛んであり、また、マグロの水揚げや、お茶、ミカン、イチゴなどの生産額は全国有数で、特産品としてわさび、桜えび、しらす、鰯の削り節などが有名である。

観光は、エコパークに登録された南アルプスの大自然を始め、世界文化遺産である富士山の構成資産として登録された三保松原、桜で有名な御殿山や蒲原城跡、日本平、久能山東照宮、登呂遺跡など、多くの史跡や風光明媚な景観に恵まれている。

本市の総合計画では、「世界に輝く静岡」の実現をまちづくりの目標とし、住む人が誇りとやすらぎを感じ、訪れる人が憧れを抱く魅力的で風格のある都市の実現に努めている。

市役所の所在地（静岡庁舎）

| 住 所 | 位 置 | | 海 抜 |
|------------------|---------------|--------------|------|
| 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 | 東経 138°22'58” | 北緯 34°58'32” | 22 m |

人口・世帯の推移

（単位：人、世帯）

| 年度 | 推計人口 | | | | 住民基本台帳登録人口 | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|
| | | | | | 総数 | 男 | 女 | 世帯数 | 日本人 | | | | 外国人 | | | |
| | 総数 | 男 | 女 | 世帯数 | | | | | 総数 | 男 | 女 | 世帯数 | | | | |
| H30 | 696,291 | 339,245 | 357,046 | 291,172 | 704,043 | 343,181 | 360,862 | 314,077 | 694,905 | 338,838 | 356,067 | 308,899 | 9,138 | 4,343 | 4,795 | 5,178 |
| R1 | 692,194 | 337,266 | 354,928 | 293,066 | 699,946 | 341,202 | 358,744 | 315,971 | 690,067 | 336,443 | 353,624 | 310,153 | 9,879 | 4,759 | 5,120 | 5,818 |
| R2 | 688,615 | 335,698 | 352,917 | 295,827 | 696,367 | 339,634 | 356,733 | 318,732 | 685,299 | 334,143 | 351,156 | 311,827 | 11,068 | 5,491 | 5,577 | 6,905 |
| R3 | 690,568 | 336,185 | 354,383 | 298,324 | 692,374 | 337,532 | 354,842 | 320,916 | 681,277 | 332,074 | 349,203 | 313,857 | 11,097 | 5,458 | 5,639 | 7,059 |
| R4 | 684,940 | 333,117 | 351,823 | 299,248 | 686,746 | 334,464 | 352,282 | 321,840 | 676,309 | 329,484 | 346,825 | 315,503 | 10,437 | 4,980 | 5,457 | 6,337 |
| R5 | 679,107 | 330,180 | 348,927 | 300,654 | 680,913 | 331,527 | 349,386 | 323,246 | 669,617 | 326,196 | 343,421 | 316,207 | 11,296 | 5,331 | 5,965 | 7,039 |

（注 1）推計人口は 4 月 1 日現在

（注 2）住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口は、前年度 3 月末現在

（注 3）推計人口は、国勢調査の確定値を基礎とし、住民基本台帳及び外国人登録の移動数（出生・死亡・転出入など）を加減して算出している。

第2章 事業体制

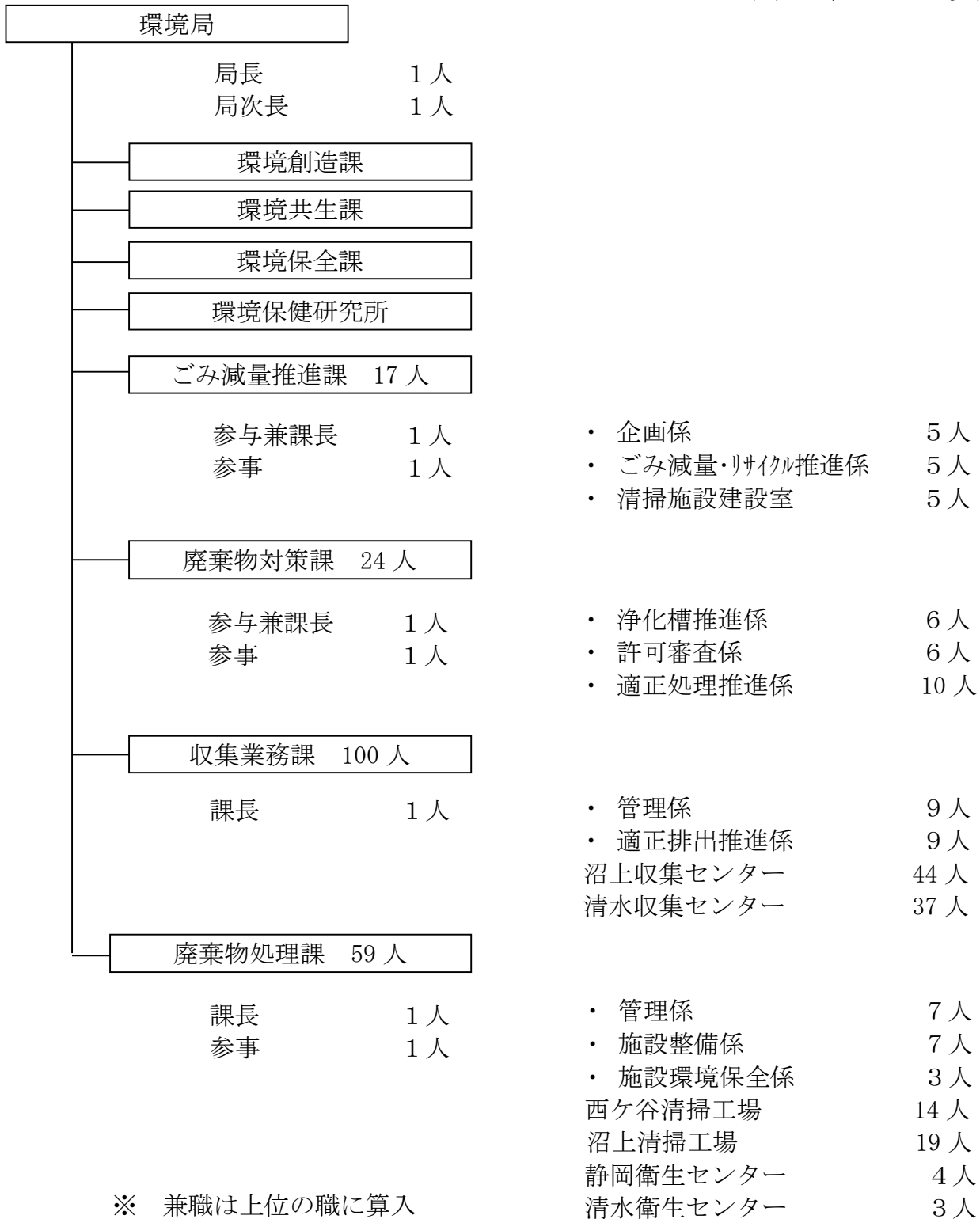
| | |
|-----------------------|----|
| 1 組織・事務分掌等 | 3 |
| (1) 環境局機構図 | 3 |
| (2) 事務分掌 | 4 |
| 2 予算・決算・処理原価 | 6 |
| (1) 清掃予算（当初）の推移 | 6 |
| (2) ごみ処理原価 | 6 |
| (3) し尿処理原価 | 6 |
| (4) 清掃費科目別令和4年度決算 | 7 |
| (5) 清掃費科目別令和5年度予算 | 7 |
| 3 施設・機材 | 8 |
| (1) 廃棄物処理施設、廃棄物再生利用施設 | 8 |
| (2) ごみ受付センター | 8 |
| (3) 最終処分場 | 9 |
| (4) 収集センター | 9 |
| (5) し尿処理施設 | 10 |
| (6) 公衆便所 | 10 |
| (7) 車両 | 11 |
| 4 清掃工場のばい煙等測定結果 | 12 |
| (1) 西ヶ谷清掃工場 | 12 |
| (2) 沼上清掃工場 | 12 |

第2章 事業体制

1. 組織・事務分掌等

(1) 環境局機構図

令和5年4月1日現在



(2) 事務分掌 (令和5年4月1日現在)

○ ごみ減量推進課

- (1) 一般廃棄物処理の基本計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に関すること(収集業務課の所管に属するものを除く。)
- (3) 資源循環啓発施設に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の建設及び整備に関すること。
- (5) 環境美化思想の普及及び高揚に関すること。
- (6) 清掃対策審議会に関すること。
- (7) 一般財団法人静岡市環境公社との連絡調整に関すること。

○ 廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の処理に係る相談に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物に係る許認可及び指導監督に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議に関すること。
- (4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく許可、登録及び指導監督に関すること。
- (5) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- (6) 浄化槽及びし尿くみ取りの届出及び指導に関すること。
- (7) 廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく登録、許認可及び指導監督に関すること。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく保管状況等の届出及び適正処理に係る指導に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関すること。
- (11) 不法投棄の防止に係る監視及び不法処理対策に関すること。
- (12) 不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)
- (13) 不良な生活環境解消推進審議会に関すること。
- (14) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

○ 収集業務課

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。(2)において同じ。)の収集・運搬の作業計画及び実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出指導に関すること。
- (3) 古紙等資源回収活動奨励金の交付に関すること。
- (4) 集団資源回収事業奨励金の交付に関すること。
- (5) 清掃車両の整備計画及び維持管理に関すること。

- (6) 収集センターの維持管理に関すること。
- (7) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

○ 廃棄物処理課

- (1) 廃棄物の焼却等の処理に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

2. 予算・決算・処理原価

(1) 清掃費予算（当初）の推移

| 年度 | 一般会計 | 清掃費 | 一般会計に占める割合 | 一人当たり清掃費 | 一世帯当たり清掃費 |
|----|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 千円 | 千円 | % | 円 | 円 |
| R1 | 318,000,000 | 8,264,788 | 2.6 | 11,808 | 26,157 |
| R2 | 325,300,000 | 10,981,313 | 3.4 | 15,769 | 34,453 |
| R3 | 329,700,000 | 9,302,646 | 2.8 | 13,436 | 28,988 |
| R4 | 337,800,000 | 11,472,875 | 3.4 | 16,706 | 35,648 |
| R5 | 351,700,000 | 11,547,279 | 3.3 | 16,959 | 35,723 |

注) 一人、一世帯当たりの清掃費の算出には、前年度末住民基本台帳による人口・世帯（日本人＋外国人）を使用

(2) ごみ処理原価

(単位：円/t)

| 年 度 | 収集・運搬 | 処 理 | 合 計 |
|-----|--------|--------|--------|
| R1 | 21,471 | 21,727 | 43,198 |
| R2 | 20,750 | 20,463 | 41,213 |
| R3 | 21,220 | 23,298 | 44,519 |
| R4 | 20,691 | 26,262 | 46,953 |

$$\bigcirc \text{ 収集・運搬原価} = \frac{\text{ごみ収集・運搬経費} + \text{減価償却費} + \text{公債利子}}{\text{ごみ収集量}}$$

※ごみ（可燃、不燃・粗大ごみ）収集量＝市収集分＋委託収集分

$$\bigcirc \text{ 処理原価} = \frac{\text{ごみ処理経費} + \text{減価償却費} + \text{公債利子} - \text{売電収入等}}{\text{清掃工場搬入量}}$$

※清掃工場搬入量＝市収集分＋委託収集分＋直接搬入分

(3) し尿処理原価

(単位:円/kl)

| 年 度 | 合計 |
|-----|-------|
| R1 | 5,690 |
| R2 | 5,248 |
| R3 | 4,991 |
| R4 | 5,436 |

$$\bigcirc \text{ 処理原価} = \frac{\text{し尿処理経費} + \text{減価償却費}}{\text{衛生センター搬入量}}$$

(4) 清掃費科目別令和4年度決算

○ 歳入 (単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|----------|-----------|
| 使用料及び手数料 | 712,487 |
| 国庫支出金 | 1,139,446 |
| 県支出金 | — |
| 財産収入 | 5,702 |
| 寄付金 | — |
| 繰入金 | — |
| 諸収入 | 1,034,738 |
| 市債 | 24,500 |
| 計 | 2,916,873 |

○ 歳出 (単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|------------------|------------|
| 5 清掃費 | 11,654,727 |
| 1 清掃総務費 | 3,957,925 |
| 2 西ヶ谷収集センター費 | 4,343 |
| 3 西ヶ谷清掃工場費 | 2,775,010 |
| 4 沼上収集センター費 | 29,565 |
| 5 沼上清掃工場費 | 1,611,660 |
| 6 清水収集センター費 | 68,320 |
| 7 衛生センター費 | 476,171 |
| 8 最終処分場費 | 190,726 |
| 9 一般廃棄物処理施設整備基金費 | 482 |
| 10 清掃工場建設費 | 2,306,678 |
| 11 最終処分場整備事業 | 218,596 |
| 12 清水ストックヤード建設費 | 15,257 |

(5) 清掃費科目別令和5年度予算

○ 歳入 (単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|----------|-----------|
| 使用料及び手数料 | 830,712 |
| 国庫支出金 | 518,219 |
| 県支出金 | — |
| 財産収入 | 7,059 |
| 寄付金 | — |
| 繰入金 | 500,000 |
| 諸収入 | 1,110,385 |
| 市債 | 2,313,600 |
| 計 | 5,279,975 |

○ 歳出 (単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|------------------|------------|
| 5 清掃費 | 11,547,279 |
| 1 清掃総務費 | 3,838,900 |
| 2 西ヶ谷収集センター費 | 8,432 |
| 3 西ヶ谷清掃工場費 | 3,097,460 |
| 4 沼上収集センター費 | 31,063 |
| 5 沼上清掃工場費 | 1,758,422 |
| 6 清水収集センター費 | 71,933 |
| 7 衛生センター費 | 520,356 |
| 8 最終処分場費 | 349,963 |
| 9 一般廃棄物処理施設整備基金費 | 2,200 |
| 10 清掃工場建設費 | 1,515,750 |
| 11 最終処分場整備事業 | 311,200 |
| 12 清水ストックヤード建設費 | 41,600 |

3. 施設・機材

(1) 廃棄物処理施設、廃棄物再生利用施設

| 清掃工場名 | 西ケ谷清掃工場 | 沼上清掃工場 | 沼上資源循環センター |
|-------|--|--|--|
| 所在地 | 静岡市葵区西ケ谷 553 番地 | 静岡市葵区南沼上 1224 番地 | 静岡市葵区南沼上 1224 番地 |
| 竣工年月 | 平成 22 年 3 月 | 平成 7 年 7 月 | 平成 23 年 5 月 |
| 敷地面積 | 90,862.45 m ² (※西ケ谷収集センター・西ケ谷資源循環体験プラザの敷地面積を含む) | 39,373.24 m ² | 24,454.27 m ² |
| 延床面積 | 20,302.42 m ² | 24,847.25 m ² | 7,955.57 m ² |
| 処理能力 | 500t/日 (250t/日×2 炉) ガス化溶融炉 (新日鉄エンジニアリング株式会社 シャフト炉式) | 600t/日 (200t/日×3 炉) 連続燃焼式焼却炉 (NKK ストーカ式) | 不燃・粗大ごみ 100t/5 時間 ペットボトル 5 t/5 時間 溶融スラグ 55t/5 時間 |
| 余熱利用 | タービン発電設備 14,000kW(余剰電力を売電)・静岡市西ケ谷総合運動場屋内プールと西ケ谷資源循環体験プラザへ熱供給 ※給湯設備は発電電力を用いた自然冷媒ヒートポンプ給湯器にて場内・資源循環体験プラザへ温水供給 | タービン発電設備 8,390kW(余剰電力を売電)・場内の給湯設備、空調設備・静岡市ふれあい健康増進館ゆ・ら・らへ熱供給 | |
| 総事業費 | 19,356,939 千円 | 27,365,003 千円 | 3,901,006 千円 |
| 財源内訳 | 国庫補助金 6,384,027 千円 市債 12,157,000 千円 一般財源 313,691 千円 その他 502,221 千円 | 国庫補助金 4,845,000 千円 市債 17,981,000 千円 一般財源 4,539,003 千円 | 国庫補助金 1,448,357 千円 市債 2,003,000 千円 その他特定財源 121,950 千円 一般財源 327,699 千円 |
| 施設名 | | 灰溶融施設 (稼働休止中) | |
| 竣工年月 | | 平成 16 年 3 月 | |
| 延床面積 | | 6,520.02 m ² | |
| 溶融炉 | | 120t/日 電気式溶融炉(プラズマ式) (60 t/日×2 基) | |
| 総事業費 | | 6,300,000 千円 | |
| 財源内訳 | | 国庫補助金 2,452,801 千円 市債 2,278,000 千円 一般財源 1,569,199 千円 | |
| |  |  |  |

8

※ 市民の環境意識の醸成を図るため、4 R に関する環境学習の施設である沼上資源循環学習プラザを併設している。



(2) ごみ受付センター

| 名称 | 所在地 | 備考 |
|--------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 清水ごみ受付センター (清水収集センター) | 静岡市清水区八坂町 2111 番地 | 市民が持ち込んだ不燃・粗大ごみ及び資源ごみ等の受け入れを行っている。 |

(3) 最終処分場

| 最終処分場名 | 沼上最終処分場 | 清水貝島最終処分場 |
|--------|---|---|
| 所在地 | 静岡市葵区北沼上 387 番地の 1 | 静岡市清水区三保地先 |
| 竣工年月 | 平成 2 年 3 月 | 平成元年 3 月 |
| 埋立開始年月 | 平成 2 年 4 月 | 平成元年 6 月 |
| 総面積 | 150,328 m ² | 22,000 m ² |
| 埋立面積 | 36,000 m ² | 19,000 m ² |
| 埋立容量 | 750,000 m ³ | 246,000 m ³ |
| 埋立対象 | 焼却灰・不燃物 | 焼却灰・不燃物 |
| 総事業費 | 3,715,621 千円 | 4,009,305 千円 |
| 財源内訳 | 国庫補助金 1,110,290 千円 市債 2,036,000 千円 一般財源 569,331 千円 | 国庫補助金 1,953,363 千円 市債 1,562,600 千円 一般財源 493,342 千円 |
| |  |  |

(4) 収集センター

| 収集センター名 | 沼上収集センター | 清水収集センター |
|---------|---|--|
| 所在地 | 静岡市葵区薬師 14 番地の 2 | 静岡市清水区八坂町 2102 番地の 1 |
| 竣工年月 | 昭和 62 年 3 月 | 平成 7 年 8 月 |
| 延床面積 | 2,071.94 m ² | 1,037.09 m ² |
| 敷地面積 | 5,811.00 m ² | 3,863.23 m ² (市有地 1,923.27 m ² 、中日本高速道路(株)借地 1,939.96 m ²) |
| 建設費 | 361,144 千円 | 325,778 千円 |
| |  |  |

(5) し尿処理施設

| 衛生センター | 静岡衛生センター | 静岡衛生センター南部中継所 | 清水衛生センター | 庵原衛生プラント |
|--------|--|---|--|--|
| 所在地 | 静岡市葵区東千代田三丁目5番1号 | 静岡市駿河区下川原南3番1号 | 静岡市清水区堀込722番地 | 富士市中之郷2128番地の1 |
| 竣工年月 | 昭和42年11月 | 昭和47年1月 | 平成3年3月 | 平成5年7月 |
| 敷地面積 | 19,064 m ² | 16,873 m ² | 5,003.44 m ² | 3,977.25 m ² |
| 処理方式 | 直接脱水方式 | — | 標準脱窒素処理方式 | 高負荷脱窒素膜分離方式 |
| 処理能力 | 260kl/日 | — | 200kl/日 | 76.9kl/日 |
| 総事業費 | 480,267千円 直接脱水分168,096千円 | — | 2,644,398千円 | 1,910,568千円 |
| 財源内訳 | 国・県補助金 75,867千円 直接脱水分 市債 127,000千円 市債 124,000千円 一般財源 277,400千円 一般財源 44,096千円 | | 国庫補助金 1,084,754千円 市債 1,040,900千円 一般財源 518,744千円 | 国庫補助金 487,656千円 市債 1,198,300千円 一般財源 224,612千円 |
| 貯留能力 | — | 600kl (最大) | — | — |
| 備考 | 平成6年より直接脱水方式に変更 | 平成11年2月より、破碎処理と攪拌を行う中継基地とした。 | — | — |
| |  |  |  |  |

(6) 公衆便所

環境局が所管する公衆便所は、市内に1箇所あり、市民の利便に供している。

| 所在地 | 名称 | 構造 | 建築面積 (m ²) |
|----------------|-----------|-----------|------------------------|
| 静岡市清水区富士見町1番地先 | 八千代橋公衆トイレ | 鉄筋コンクリート造 | 23.16 |

(7) 車 両

令和5年4月1日現在

| | ご み 減 量 推 進 課 | 廃 棄 物 対 策 課 | 収 集 業 務 課 | | | | 廃 棄 物 処 理 課 | | | | | | 合 計 |
|------------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------|
| | | | 管 理 係 | 適 正 排 出 推 進 係 | 沼 上 収 集 セ ン タ ー | 清 水 収 集 セ ン タ ー | 施 設 環 境 保 全 係 | 西 ヶ 谷 清 掃 工 場 | 沼 上 清 掃 工 場 | 静 岡 衛 生 セ ン タ ー | 清 水 衛 生 セ ン タ ー | 沼 上 最 終 処 分 場 | |
| 小 型 乗 用 車 | 1 (EV車) | | | | | | | | | | | | 1 |
| 軽 乗 用 車 | | 1 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 5 |
| パトロールカー (軽 乗 用 車) | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| ご み 収 集 車 | 可 燃 車 | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 可 燃 ・ 不 燃 車 | | | | 13 | 14 | | | | | | | 27 |
| | 不 燃 車 | | 6 | | | | | | | | | | 6 |
| 小 型 ト ラ ッ ク | | 1 | | 1 | 4 | 4 | | | | 2 | | | 12 |
| 小 型 バ ン (連 絡 車) | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | 6 |
| 軽 四 輪 貨 物 | | | 1 | 1 | 6 | 4 | 1 | | | | | 1 | 14 |
| ダ ンプ (4 t) | | | | | | | | | | 2 | | | 2 |
| ダ ンプ (2 t) | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 2 |
| シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| フ ォ ー ク リ フ ト | | | | | | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| 計 | 1 | 3 | 8 | 2 | 24 | 24 | 1 | 2 | 7 | 1 | 4 | 3 | 80 |
| 課 別 合 計 | 1 | 3 | 58 | | | | 18 | | | | | | |

4. 清掃工場のばい煙等測定結果

静岡市の清掃工場では、排出ガスや排水（放流水）について万全な対策を施しており、ばい煙やダイオキシン類などの測定結果は、全て国で定めた基準値を下回っている。

（※測定結果は、水銀以外は年6回（沼上清掃工場3号炉のみ年4回）測定した値の平均値、水銀は年3回測定した値の平均値）

（1）西ケ谷清掃工場

① ばい煙

| 測定項目 | 単位 | 測定結果 | | 基準値 |
|-------|---------------------|-------|----------|------|
| | | 1号炉 | 2号炉 | |
| ばいじん | g/m ³ N | 0.004 | 0.004 未満 | 0.04 |
| 窒素酸化物 | ppm | 95 | 97 | 250 |
| 硫黄酸化物 | m ³ N/h | 0.019 | 0.094 | 約 63 |
| 塩化水素 | mg/m ³ N | 15 | 12 | 700 |
| 水銀 | μg/m ³ N | 0.12 | 0.92 | 50 |

② ダイオキシン類

| 測定場所 | | 単位 | 測定結果 | 基準値 |
|---------|-----|-------------------------|-------------|-----|
| 排出ガス | 1号炉 | ng-TEQ/m ³ N | 0.013 | 0.1 |
| | 2号炉 | ng-TEQ/m ³ N | 0.030 | 0.1 |
| 排水（放流水） | | pg-TEQ/L | 0.000024 | 10 |
| 溶融スラグ | | ng-TEQ/g | 0.000000006 | 3 |

（2）沼上清掃工場

① ばい煙

| 測定項目 | 単位 | 測定結果 | | | 基準値 |
|-------|---------------------|----------|----------|----------|------|
| | | 1号炉 | 2号炉 | 3号炉 | |
| ばいじん | g/m ³ N | 0.008 未満 | 0.008 未満 | 0.008 未満 | 0.08 |
| 窒素酸化物 | ppm | 47 | 41 | 49 | 250 |
| 硫黄酸化物 | m ³ N/h | 0.39 | 0.44 | 0.12 | 約 56 |
| 塩化水素 | mg/m ³ N | 6.0 | 19 | 4.9 | 700 |
| 水銀 | μg/m ³ N | 0.79 | 0.77 | 2.3 | 50 |

② ダイオキシン類

| 測定場所 | | 単位 | 測定結果 | 基準値 |
|---------|-----|-------------------------|--------|-----|
| 排出ガス | 1号炉 | ng-TEQ/m ³ N | 0.050 | 1 |
| | 2号炉 | ng-TEQ/m ³ N | 0.0052 | 1 |
| | 3号炉 | ng-TEQ/m ³ N | 0.27 | 1 |
| 排水（放流水） | | pg-TEQ/L | 0.46 | 10 |
| 焼却灰 | | ng-TEQ/g | 0.0021 | 3 |

第3章 啓発活動（ごみ減量運動、環境美化活動）

- 1 静岡版「もったいない運動」……………13
- 2 静岡市資源循環啓発施設の運営……………15
- 3 其他のごみ減量・環境美化活動……………16

第3章 啓発活動（ごみ減量運動、環境美化活動）

1 静岡版「もったいない運動」

静岡市は平成19年度から、「人や物を大切にすることを基本理念に、日本人が忘れかけている言葉、『もったいない』をキーワードとして静岡版「もったいない運動」を展開している。

この運動では多くの市民に取り組んでもらうため、市民生活に密着した「ごみ減量」を運動の主体とし、市民の意識改革と実践行動を促し、循環型社会の実現を目指している。

(1) 令和4年度の目標と達成状況

〈目標〉

一人1日当たりのごみ総排出量(外国人含む。)を、令和8年度までに792グラムまで減量

| | H29 | R3 | R4 | 削減率 (H29年度比) |
|--------------------------|---------|---------|----------------------|------------------|
| ごみ総排出量(t) | 239,339 | 219,850 | 221,824 (217,567) | ▲7.3% (▲9.1%) |
| 一人1日当たりの総排出量 (g/人, 日) | 928 | 872 | 887 (870) | ▲4.4% (▲6.3%) |

※（）内数値は、令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物を除く。ただし、災害廃棄物として、分離不可分を含む（分離不可分：通常ごみと一緒に集積所に排出された災害廃棄物（可燃ごみ））。

(2) 実施事業

① ごみ減量啓発

海洋プラスチックごみ問題について考え、普段の生活の中で使い捨てプラスチックを減らしてもらうための出前講座を市内小学校41校、中学校9校、高校7校及び専門学校1校の計58校にて実施した。講座にはプラスチックごみ削減に向け先進的に取り組んでいる企業を講師として招き、企業としての取組を紹介している。

さらに、令和4年度からは食品ロス問題について考える講座も実施している。こちらも、食品ロス削減に向け先進的に取り組んでいる企業を講師として招き、市内小学校8校、中学校3校、高校2校の計13校にて実施した。

また、令和2年度に構築したごみの減量化・資源化を目的とした「事前学習」、「実践行動」、「事後学習」まで一連して学べる「ごみ減量実践学習プログラム」を使用し、実践的な行動を促進した。

令和5年度には新たに策定した静岡市一般廃棄物処理基本計画の周知を目的として、「静岡市のごみ処理の今後について考えるセミナー」を開催し、同計画に基づくごみ減量について啓発を実施し、参加者との意見交換を行っている。

② 静岡市環境大学修了生の啓発

静岡市環境大学修了生が、学んだ専門的知識・経験を活かし、「竹で水鉄砲を作る講座」や「竹粉生ごみたい肥で春野菜を作る講座」を実施するなど、リサイクルや環境保全に関する啓発活動を実施した。

- 協働・啓発事業 4回 講師延べ 3人
(うち3回は、沼上資源循環学習プラザでの実施分)

③ 静岡市4R推進委員会の活動支援

静岡市4R推進委員会(委員長:しずおか市消費者協会会長)は、市民・事業者の代表と市の3者が協働して4Rを推進するため、4Rを推進する施策を検討し、実施する委員会である。委員会の活動の一環として、市民生活に欠かせない買い物時を重視し、スーパーマーケット等の事業者との「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」の締結等を推進した。

市は、この協定を締結している店舗をホームページで紹介し、事業者の環境に配慮した自主的な取組をアピールした。

- 協定締結店舗 17事業者85店舗(令和5年3月31日現在)

④ 食品ロス削減啓発

家庭系可燃ごみの約4割を占める生ごみの削減に向けて令和4年度は次のような取組を実施した。

- 食品ロス削減クッキング教室の実施

食品ロス削減レシピを募集し、提出されたレシピをホームページにて紹介した。

また、提出されたレシピを基に食品ロス削減クッキング教室を開催し、日々の料理の中でできる食品ロス削減の工夫を伝えた。(対象:小学生~大学・専門学生、協力:学校法人 鈴木学園)

- フードドライブ事業の啓発

市内事業者及び市内小学校4校、中学校1校、高校2校と連携し、フードドライブ啓発事業を実施した。各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクから、福祉施設・団体などに寄付することで食品ロス削減へつなげた。

- 「シズオカたべきり協力店」制度の実施

令和元年度に「シズオカたべきり協力店」制度を創設し、市内の飲食店における食品ロスの削減や飲食店を利用する市民の方への食品ロス削減の啓発を実施している。なお、令和4年度末時点で、213店舗の協力が得られている。

これらの取組以外にも、食品ロス削減の必要性について、「食品ロス日記 チャレンジモニター」の実施や、静岡市オリジナル啓発POPの掲示など、各種イベント・出前講座等で広報活動を実施している。

⑤ プラスチックごみの削減

家庭系可燃ごみの約2割を占めるプラスチックごみの削減に向けて、「SHIZUOKA PICNIC GARDEN」にブース出展を行った。マイクロプラスチック・プラスチックごみを利用した万華鏡制

作、エコバッグ制作体験、リユーズブルカップ制作体験などを実施し、参加者のプラスチックごみ削減の意識向上を図った。

2 静岡市資源循環啓発施設の運営

(1) 施設概要

廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する学習及び体験の場を市民に提供し、循環型社会の形成に寄与するため、静岡市資源循環啓発施設を設置している。

平成29年度より、指定管理者制度を導入し、(一財)静岡市環境公社が運営管理を担っている。

① 沼上資源循環学習プラザ「しずもーる沼上」

ごみの減量化・資源化に関する学習の拠点として、沼上資源循環センターを平成23年5月10日に開館した。その後、西ケ谷資源循環体験プラザの開館に合わせ、沼上資源循環学習プラザに改称した。

② 西ケ谷資源循環体験プラザ「しずもーる西ケ谷」

ごみの減量と資源の有効活用が同時に体験できる講座や活動を通じて、廃棄物の減量及び資源の有効活用に関する市民の理解を深め、市民の自主的活動を支援し、市民が自ら参加・交流する場を設けるための拠点として、西ケ谷資源循環体験プラザを平成26年2月22日に開館した。

(2) 実施事業

① 児童生徒向けごみ減量啓発講座（しずもーる沼上）

清掃工場見学に併せた市のごみの現状、4R、食品ロス削減に関する事項など

○ 来校数・受講者数 小学校 76校5,114人、その他6団体69人

② ごみ減量、生物多様性等に関する講座、出張講座（しずもーる沼上）

竹粉を利用した生ごみ減量講座、身近な雑草や外来植物からの紙作り講座など

○ 講座数・参加者数 61講座 延べ1,486人

③ 4R体験講座（しずもーる西ケ谷）

○ 常設講座：吹きガラス、吹きガラスお試し、サンドブラスト、フュージング

○ 定期講座：パッチワークキルト、ガラスアート、ウッドバーニング、クラフトバンド、シルバークセサリー、つるし飾り、ビーズアクセサリー、ガラスモザイク、こども工作

○ 講座数・参加者数 13講座 延べ1,211人

④ 温泉・足湯（しずもーる西ケ谷）

西ケ谷清掃工場で発生する余熱を利用し、地下から湧き出た天然温泉を加熱するサーマルリサイクル（廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。）を体験できる温泉施設である。

○ 天然温泉利用者数 延べ12,699人（浴場利用者6,234人、足湯利用者6,465人）

⑤ イベントの開催（しずもーる西ヶ谷）

子供服リユースマーケット、おもちゃリユースマーケット、クラフトフェアなど

○ 開催数・来場者数 75回開催 延べ1,335人参加

（参加者には4R体験講座、温泉利用者の一部を含む。）

⑥ 静岡市環境大学の開講（しずもーる沼上）

環境全般について専門的な知識を修得し、身の回りの環境問題の解決に向かって主体的に取り組む環境学習リーダー・学習支援スタッフを育成することにより、よりよい静岡市の環境を将来の世代へ継承することを目指し、産学官民連携のもと、平成23年度から開講している。

○ 講座数・修了者数 22講座 25人

3 その他のごみ減量・環境美化活動

(1) 市政出前講座

ごみの減量、資源化を積極的に推進するため、自治会・町内会、婦人団体及び学校などを対象として、ごみ減量に関する取組、ごみの正しい出し方及び資源回収事業等について、市政出前講座を行っている。

(2) ごみの出し方分別ガイドブック

ごみの出し方と分別方法の周知を図るため、保存版の「ごみの出し方・分別ガイドブック」を作成している。令和4年度は、ごみの出し方分別ガイドブック保存版を増刷し、市内公共施設や収集業務課で継続して配布した。

また、市内在住外国人向けに、英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語の「ごみの出し方ガイドブック」を作成し、各区役所戸籍住民課及び収集業務課などで配布している。

(3) ごみ分別アプリ「ごみナビ」

日々のごみ出しの際に生じる様々なお悩みの解決手段として、平成31年4月よりスマートフォン専用ごみ分別アプリ「ごみナビ」を配信している。

(4) 廃棄物減量等推進員

ごみの減量化及び資源化を推進するため、廃棄物減量等推進員を民間ボランティアとして委嘱し、推進員は、その属する地域において、本市と市民とのパイプ役として、次に掲げる活動を自主的に実施する。

なお、令和4年度は921人に委嘱した。

- ごみの減量化及び資源化の推進並びにこれらの啓発に関する活動
- ごみ集積所における分別及び排出マナーの啓発に関する活動
- 地域における集団回収等の資源化活動の推進等
- 不法投棄その他のごみの不適正処理の事例の市への連絡
- その他本市が行うごみの減量等の施策への協力に関する活動
- ごみの減量化等に係る提言



廃棄物減量等推進員

(5) 海岸一斉清掃

地域住民自らが憩いの場である海岸等の清掃美化を行い、美化意識の高揚を図っている。
令和5年度は、約 2,320 人が参加し、可燃ごみ 5.82 トン、不燃ごみ 0.27 トンを収集した。

(6) 地域の環境美化運動

自治会・町内会、子ども会、青少年健全育成会、老人クラブ、スポーツ少年団等が各地域において道路、広場、河川、海岸、側溝などの清掃を自主的に実施している。

(7) ごみ不法投棄監視ウィーク

毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「ごみ不法投棄監視ウィーク」として、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施し、不法投棄を発生させない環境づくりを進めている。

本市も、ごみの不法投棄対策の取組を強化することが重要と考え、静岡市内の不法投棄防止活動の機運を高めるため、監視パトロール出発式等を行い、積極的な不法投棄防止活動を実施している。

第4章 ごみ処理事業

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | ごみ処理事業の沿革 | 18 |
| 2 | 排出、収集・運搬 | 23 |
| (1) | ごみ収集形態 | 23 |
| (2) | 静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ総排出量の推移 | 24 |
| 3 | 資源回収事業 | 26 |
| (1) | びん・缶類の回収 | 26 |
| (2) | 古紙等の回収 | 26 |
| (3) | ペットボトルの回収 | 26 |
| (4) | 使用済小型家電の回収 | 27 |
| 4 | 家庭可燃ごみ（ステーションごみ）の組成調査結果 | 28 |
| 5 | 清掃工場におけるごみの組成分析 | 29 |
| 6 | 令和4年度ごみ処理実績 | 30 |
| 7 | 水銀使用廃製品の収集・処分 | 31 |
| (1) | 使用済乾電池の分別回収 | 31 |
| (2) | 蛍光管の分別回収 | 31 |
| 8 | 事業系一般廃棄物 | 32 |
| (1) | 事業系一般廃棄物の処理 | 32 |
| (2) | 事業系一般廃棄物多量排出事業所への指導 | 32 |
| (3) | 一般廃棄物処理許可業者 | 33 |
| 9 | 犬・猫等の火葬 | 35 |

第4章 ごみ処理事業

1 ごみ処理事業の沿革

(1) 静岡市

○ “新”静岡市の誕生

平成15年4月1日、旧静岡市、旧清水市は合併し、新市としての静岡市が誕生した。

ごみ収集事業等では、旧市それぞれの制度が地域に根付いており、急激な一元化は、市民生活を不安定にさせ、かえって大きな支障や混乱を生じさせることが予想されたため、合併後も一市二制度でスタートし、現在に至っている。

○ 灰溶融施設の完成

平成16年3月、1日あたりの最大処理能力が120t（60t／日×2炉）の灰溶融施設が、沼上清掃工場敷地内に完成した。

この施設は、焼却灰をおよそ1,500度の高温で溶融処理することにより、灰に含まれるダイオキシン類を分解し、重金属類を封じ込めた安全なガラス状固化物の溶融スラグを生成する。

生成された溶融スラグは、土木資材等に利用することができ、埋立処分量を減らし、ひいては最終処分場の延命化に資することになる。

平成29年2月より、灰溶融施設は停止し、焼却灰を西ヶ谷清掃工場へ搬入し、溶融処理を行っている。

○ 庵原郡環境衛生組合

平成18年3月31日、蒲原町は静岡市に編入合併し静岡市清水区となり、蒲原地区のごみ処理については、合併後も現行のとおりとする合併協定書に基づき、由比町、富士川町と共に「庵原郡環境衛生組合（一部事務組合）」を構成し、静岡市長が管理者に選任された。

平成20年11月1日、由比町は静岡市に、富士川町は富士市に編入合併し、由比地区、富士川地区のごみ処理については、「庵原郡環境衛生組合」が処理していた事務をそれぞれの市が引き継ぐものとしたため、同組合を編入合併の日の前日をもって解散した。

○ 沼上資源循環センター建設事業

資源リサイクルの推進及び啓発を図ることを目的として、旧沼上清掃工場跡地を利用して、啓発施設を整備するとともに、粗大ごみ資源化施設（平成22年4月から稼働）、ペットボトル資源化施設及びスラグ資源化施設の整備を行い、平成23年5月に完成した。

○ 西ヶ谷清掃工場の再整備事業

新市建設計画に位置づけられていた清水区茂畑地区での清掃工場建設は、地理的な条件、経済的な条件、そして畑総事業と連携している関係により、建設計画のスケジュールに明確な見通し等が立たないため、建設計画を断念した。

この対応策として、西ヶ谷清掃工場の処理能力を増強（400t／日→500t／日）、再整備をすることを決定し、平成22年3月に竣工した。

(2) 旧静岡市

○ ごみ処理事業の開始

旧静岡市のごみ処理事業は、明治33年汚物掃除法の施行によって開始されたのであるが、当時は一部を肥料用に、その他は現在の市西部地域の田町六、七丁目の湿地への埋立て、あるいは安倍川原における露天焼却等によって処理していた。

○ ごみの埋立てから焼却・埋立て

その後、昭和3年1月に至り麻機沼を管理する人達の要請によりこの地に埋立てを決定、昭和27年3月に中止するまで排出全量を投入、その後昭和27年4月からは市南部小鹿地区の沼地に埋立てを開始したが、社会情勢の進展にともない衛生的な処理方法が要請され、昭和28年度に市内東新田に焼却場（56t／日）を建設、昭和36年度はごみ処理と併せて農業振興の一助として市内吉津にコンポスト（50t／日）の建設、また昭和44年度には市の特産品であるサンダル屑専用特殊焼却炉（20t／日）の建設を行い、焼却等の中間処理を行った後その残さ物を埋立て処理することも行われるようになった。

○ 清掃工場、最終処分場の整備

その後の高度経済成長にともない飛躍的に増大したごみの排出量及びごみ質の多様化に対処するため、収集方法を昭和36年度より容器による特装车収集に切替えた。また、昭和47年度より事業活動により生ずる多量のごみについては市の指定容器（紙袋）による収集へと切り替え収集業務の効率化をはかるとともに、昭和43年度には西ケ谷清掃工場（連続燃焼式300t／日）の建設と埋立処分地を西ケ谷、中ノ郷、富厚里、名召（現東）等の各地区に約82,600㎡を確保し、それぞれ焼却、埋立処理を行ってきた。さらに将来益々増加の一途を辿ると予想されるごみ処理に対処するため昭和50年3月に沼上清掃工場（連続燃焼式340t／日）が竣工した。

○ 破砕機の導入

これら2工場の完成により可燃性ごみの全量を焼却する一方、不燃性ごみの処分地を諏訪地区ほか1か所に設け埋立処分を行い衛生的に処理してきた。なお、焼却施設の拡充整備により、昭和43年度吉津コンポスト、昭和49年度東新田焼却場を廃止した。

また、不燃性ごみについては昭和40年度より分別回収を開始したが、この当時は埋立てが主であり、不燃性ごみを、資源ごみ、焼却ごみと埋立てごみに分けて処理を行うようになったのは、昭和50年に沼上清掃工場、昭和53年に西ケ谷清掃工場に破砕機（100t／5h）が導入されてからである。

○ 清掃工場の建替え、管理型最終処分場の設置

その後建物の老朽化に伴い、昭和58年3月に建替えにより西ケ谷清掃工場（400t／日）が竣工し、平成7年7月には沼上清掃工場の隣地に新沼上清掃工場（600t／日）が竣工した。これにより、本市の焼却処理能力は、西ケ谷及び新沼上清掃工場を併せ1,000t／日となった。なお、新工場ではごみ発電を行い、西ケ谷清掃工場では場内の80%の電力を賄い、新沼上清掃工場においては場内の電力を賄うほか、余剰電力を電力会社に売電している。

また、平成2年4月から北沼上に設置された管理型最終処分場（埋立容量750,000㎡）への埋立を開始した。さらに、平成16年3月には最終処分場を延命化するため、清掃工場の焼却灰等を無害化、減容化するため新沼上清掃工場敷地内において、灰熔融施設が竣工

した。

○ 資源の有効利用

資源の有効利用については、昭和50年代から不燃性ごみの鉄分の本格的回収、昭和61年度からはびん、缶、その他鉄を回収品目とする資源回収を開始し、平成3年度からは地域団体が行う古紙等回収に対し報奨金の交付を始めた。平成3年には再生資源利用促進法が制定され、平成9年度から容器包装リサイクル法の施行によるペットボトルの拠点回収、平成13年度からは家電リサイクル法の施行など、循環型社会を形成する法律の枠組みが整備されてきた。

○ 家庭用指定袋制度の導入

一方、平成10年度に燃えるごみの排出量が初めて20万tを超えるなど、増えつづけるごみ量を減らすため、平成11年度に家庭用指定袋制度を導入するとともに、燃えるごみとして多く排出されていた古紙類の行政による回収を始めた。

○ 燃えないごみの戸別収集開始

一層のごみの減量を継続するためには、排出者責任を明確にすることにより、循環型社会への意識転換を促す必要がある。

こうした視点などから、平成13年度には、燃えないごみの集積所を廃止し、電話申込みによる戸別収集を開始した。

○ ダイオキシンの抑制

清掃工場から発生する排ガス中のダイオキシンを抑制するため、平成9年8月に廃棄物処理法等に基づく政令等が公布され、平成14年12月1日から既存の工場の規制値を $1\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下にするという設定がされた。これに対応するため西ヶ谷清掃工場において対策工事を行い平成13年度末に完了した。

(3) 旧清水市

○ ごみ収集の開始

旧清水市が本格的に、ごみ収集を開始したのは、戦後まもない昭和22年からであり、当初は市街地の一部を対象に申込制により、可燃ごみ（生ごみ）を各戸のごみ箱より有料で収集していた。

○ ごみの埋立てから焼却処理

昭和25年8月、川添町（現江尻台町）の巴川畔に5千貫（約19t）の処理能力を持つ焼却施設を建設し、それまでの埋立て処分から、近代的な焼却処理を開始した。

○ 清掃工場の整備

昭和36年9月、施設付近の市街地化により、現在の八坂町に移転し、処理能力75t/8hのバッチ式固定炉を建設、昭和41年には能力25t/8hの機械式バッチ炉を増設、また昭和45年6月、処理能力100t/8hの機械式バッチ炉を3ヶ年継続事業で完成させ、清水市の1日の処理能力は200tを有することとなった。

その後、昭和48年5月、缶類の圧縮破碎施設20t/5hを設置、続いて昭和50年4月、210t/24h（105t×2基）連続燃焼式機械炉を建設した。また、昭和53年3月、50t/5h処理能力の圧縮せん断破碎施設を完成させ、それまで手作業で処理していた粗大ごみを機械処

理に切り替え、処理能力の大幅向上と、作業の安全化を図った。

○ 機械炉の増設、電気集塵機の改修

毎年2～3%の率で増加してきたごみ量は、昭和61年度には、一挙に7%と急増し、ごみ処理計画を大幅に上回り、隣接の旧静岡市に800tの焼却を委託し、なおかつ清掃センター敷地内に1,236tの仮置きをし、後日処理しなければならないという異常事態を招くこととなった。翌昭和62年度には更に悪化し、1,571tを民間業者に焼却委託、2,455tを最終処分場に仮置きし、昭和63年度に繰越し焼却処分することになった。

このため、昭和63年5月、75t/24hの機械炉を増設、また、平成6年3月、電気集塵機を改修し、ごみ量と環境保全に対応した。

○ 分別収集の徹底

しかし、既設焼却炉の老朽化は著しく、ごみ量の多い年末年始、定期整備工事や故障による焼却炉の停止により、ピットにごみが溢れる事態を招いていた。

ごみの減量化を推進するためには、びん・缶、紙類などの資源ごみの分別収集の徹底や、市民のごみに対する意識向上を図ることが重要であるため、平成6年4月、市指定の半透明ごみ袋による収集を開始し、ごみ量で、前年度対比約1ヶ月分の減量、その他に最終処分場の延命等、さまざまな効果が得られた。しかしながら、平成9年度には、指定袋導入前の水準に逆戻りし、以後、毎年約3%の増加を続けた。

○ ごみ袋制度の導入

昭和41年、収集車両の改良に伴い、ごみ箱をポリ容器へ、そして、昭和47年からはごみ袋を使用するようになった。また平成5年12月と翌年1月の2ヶ月間、11自治会（約5,000世帯）において、ごみ袋の指定化（半透明袋）を試行し、平成6年4月から3ヶ月間を周知期間とし、7月には指定ごみ袋を完全実施した。

○ 資源の有効利用

びん・缶及び粗大ごみは、昭和47年より分別収集を開始し、清掃工場内で中間処理をしたのち、資源化と最終処分を実施していたが、昭和56年、ごみ量増加に対処するため「清水市ごみ減量市民運動推進協議会」が発足し、その事業の一環として、自治会がびんと缶を完全分別し、資源業者に売却する方法が実施された。

昭和61年12月から、ごみ減量と再資源化の目的で、古紙類等の回収を行っている団体（自治会・子供会など）に対し「古紙類集団回収奨励金」を交付する制度を導入し、ごみ減量に対する市民啓発やリサイクル運動の普及に成果をあげた。

また、平成4年3月からは、紙パックの拠点回収を実施し、平成13年10月から、5自治会（約20,000世帯）において、古紙類（新聞、ダンボール、雑誌、包装紙等の雑紙、古布）の収集を月1回業者委託により試行した。そして、平成14年4月より、全地域において、古紙類の行政による回収を始めた。

○ 燃えないごみの戸別収集開始

一層のごみの減量を継続するためには、排出責任を明確にすることにより、循環型社会への意識転換を促す必要がある。

こうした視点などから、平成14年度には、燃えないごみのステーションを廃止し、電話申込みによる戸別収集を開始した。

(4) 旧蒲原町

○ ごみ収集の開始

昭和30年代のごみ収集は、各世帯のごみ箱からかき出す方式であったが、能率が悪く収集回数も少なかったため、住民からの苦情も多かった。昭和41年には増え続けるごみに対応するため、1日12tを焼却できるセミオート機械焼却炉を建設した。昭和43年には、週2回の指定日に、紙袋などに入れてごみ集積所に出し回収する収集方式がスタートした。

○ 一部事務組合の設立

昭和36年12月25日、庵原郡三町町民の生活環境向上を目指して、「富士川町外二ヶ町衛生処理組合」として設立し、昭和45年庵原郡三町で共同のごみ処理施設を建設することが検討され、計画から完成までに10年間を要し、流動床式焼却炉2基を備えた「富士川クリーンセンター」が昭和55年4月に稼動した。

また、組合名称については、昭和46年7月3日、「庵原郡環境衛生組合」に改めた。

○ 静岡市との合併

平成18年3月31日、蒲原町は静岡市に編入合併し静岡市清水区となった。しかし、旧蒲原町のごみ処理については「当分の間、現行のとおりとする」という方針が、合併協定書により定められたため、ごみの分別や排出について、合併前とほとんど変わらない。

また、蒲原町長が管理者となっていた「庵原郡環境衛生組合」については、静岡市長が管理者に選任された。

(5) 旧由比町

○ 一部事務組合の設立

昭和36年12月25日、庵原郡三町町民の生活環境向上を目指して、「富士川町外二ヶ町衛生処理組合」として設立し、昭和45年庵原郡三町で共同のごみ処理施設を建設することが検討され、計画から完成までに10年間を要し、流動床式焼却炉2基を備えた「富士川クリーンセンター」が昭和55年4月に稼動した。

また、組合名称については、昭和46年7月3日、「庵原郡環境衛生組合」に改めた。

○ 静岡市との合併

平成20年11月1日、由比町は静岡市に編入合併して静岡市清水区となった。

旧由比町のごみ処理については「当分の間、現行のとおりとする」という方針が、合併協定書により定められたため、ごみの分別や排出について、合併前とほとんど変わらない。

また、静岡市との編入合併に伴い、由比地区のごみ処理については、「庵原郡環境衛生組合」が処理していた事務を静岡市が引き継ぐものとし、同組合を編入合併の日の前日をもって解散した。

2 排出、収集・運搬

(1) ごみ収集形態

① 葵区・駿河区

令和5年4月1日現在

| ごみの種類 | 方式 | 収集回数 | 区分 | 委託業者 |
|--------------------|--------------------|-----------|-------|-------------------------------|
| 可燃ごみ | 集積所 | 週2回 | 委託 | (一財) 静岡市環境公社 (株) 静岡シティクリーン |
| 不燃・粗大ごみ | 戸別収集 ・集積所 ※1 | 月1回 | 直営・委託 | (一財) 静岡市環境公社 (株) 静岡シティクリーン |
| 資源ごみ (びん・缶・金属類) | 集積所 | 月1回 | 委託 | 静岡リサイクル事業(協) |
| ペットボトル | 拠点 | 週3回 ※2 | 委託 | 静岡リサイクル事業(協) |
| 使用済小型家電 | 拠点 | 週1回 ※3 | 委託 | (一社) 清水資源リサイクル協会 |

※1 安倍6地区については、集積所回収

※2 安倍6地区については、月1回収集

※3 安倍6地区については、奇数月に月1回収集

② 清水区

| ごみの種類 | 方式 | 収集回数 | 区分 | 委託業者 |
|---------|------|------|----|--|
| 可燃ごみ | 集積所 | 週2回 | 委託 | 清水廃棄物事業(有) (有) 物流ネット 清水一般廃棄物処理業(協) |
| 不燃・粗大ごみ | 戸別収集 | 月1回 | 直営 | |
| びん | 集積所 | 月1回 | 委託 | (一社) 清水ビン収集組合 |
| 缶 | 集積所 | 月1回 | 委託 | (一社) 清水資源リサイクル協会 |
| ペットボトル | 集積所 | 月1回 | 委託 | 安藤紙業(株) |
| 使用済小型家電 | 拠点 | 週1回 | 委託 | (一社) 清水資源リサイクル協会 |

(2) 静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ総排出量の推移

単位：t

| 項目 | | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|---------|----------|---------|---------|---------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | |
| 家庭ごみ 総排出量 | 家庭ごみ | 可燃ごみ | 140,084 | 138,443 | 138,181 | 131,814 | 134,043 (130,189) |
| | | 不燃・粗大ごみ | 11,421 | 11,866 | 12,677 | 11,762 | 11,050 (10,940) |
| | | 計（資源除く。） | 151,505 | 150,309 | 150,858 | 143,576 | 145,093 (141,129) |
| | | 資源ごみ | 6,528 | 5,934 | 6,099 | 6,010 | 5,825 |
| | | 計（資源含む。） | 158,033 | 156,243 | 156,957 | 149,586 | 150,918 (146,954) |
| | 集団資源回収 | 13,347 | 12,916 | 11,461 | 11,168 | 10,425 | |
| | 計 | 171,380 | 169,159 | 168,418 | 160,754 | 161,343 (157,379) | |
| 事業系ごみ | | 68,543 | 71,246 | 60,016 | 59,096 | 60,480 (60,187) | |
| | 可燃ごみ | 66,985 | 69,959 | 59,073 | 58,112 | 59,559 (59,266) | |
| | 不燃・粗大ごみ | 1,558 | 1,287 | 943 | 985 | 921 | |
| | 資源ごみ | - | - | - | - | - | |
| 合計 | 可燃ごみ | 207,069 | 208,402 | 197,254 | 189,926 | 193,602 (189,455) | |
| | 不燃ごみ | 12,979 | 13,153 | 13,620 | 12,746 | 11,971 (11,861) | |
| | ごみ総排出量 | 239,923 | 240,405 | 228,434 | 219,850 | 221,824 (217,567) | |

※（）内数値は、令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物を除く。ただし、災害廃棄物として、分離不可分を含む（分離不可分：通常ごみと一緒に集積所に排出された災害廃棄物（可燃ごみ））。

| 年度 | 人口（人） （外国人除く。） | 人口（人） （外国人含む。） | 一人1日当たりのごみ総排出量（g） （外国人除く。） | 一人1日当たりのごみ総排出量（g） （外国人含む。） |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| H30 | 693,509 | 703,168 | 948 | 935 |
| R1 | 688,437 | 698,937 | 954 | 940 |
| R2 | 684,322 | 695,195 | 915 | 900 |
| R3 | 679,625 | 690,431 | 886 | 872 |
| R4 | 674,039 | 685,164 | 902 (884) | 887 (870) |

※一人1日当たりごみ総排出量（g/人,日）＝ごみ総排出量（t/年）÷人口÷365×1,000,000

※令和元年度はうるう年のため、一人1日当たりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷366×1,000,000となる。

※人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口を使用

※ごみ総排出量の不燃・粗大ごみには、最終処分場搬入量（焼却残さ等を除く。）を含む。

※各数値について四捨五入を行っているため、表の合計欄と各数値の合計値が一致しない場合がある。

※（ ）内数値は、令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物を除く。ただし、災害廃棄物として、分離不可分を含む（分離不可分：通常ごみと一緒に集積所に排出された災害廃棄物（可燃ごみ））。

○ 静岡市一般廃棄物処理基本計画の概要

静岡市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、「静岡市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

ごみ処理基本計画策定指針（環境省）においては、目標年次を10～15年先に設定し、概ね5年ごとに改定することとされているが、本市は登載事業の実行力を高めるため、市総合計画と計画期間を一致させている。

令和5年3月に策定した計画は、令和12年度を目標年度として設定し、令和8年度に中間見直しをすることとなっている。

（1）基本理念など

廃棄物の発生抑制を最重要視し、市民・事業者・市が協働して、発生抑制、排出抑制・再使用・再生利用（4R）の推進に取り組み、循環型社会の実現を目指す。

（2）目標

令和12年度までに、一人1日当たりのごみ総排出量（外国人含む）を783gに削減

（3）主な施策

- 静岡版「もったいない運動」の推進
- 事業系ごみの減量化・資源化の推進、適正処理の徹底
- 適正な収集運搬・処理体制の整備 など

3 資源回収事業

(1) びん・缶類の回収

回収量実績

| 年度 | びん (t) | 缶類 (t) |
|-----|--------|--------|
| H30 | 3,966 | 1,343 |
| R1 | 3,793 | 1,323 |
| R2 | 3,849 | 1,407 |
| R3 | 3,787 | 1,380 |
| R4 | 3,671 | 1,300 |

奨励金実績

| 年度 | 奨励金 (円) |
|-----|------------|
| H30 | 19,529,944 |
| R1 | 19,207,993 |
| R2 | 19,369,097 |
| R3 | 19,106,917 |
| R4 | 18,771,146 |

- 毎月1回地域毎にびん・缶類等を市民が集積所に排出し、市は業者委託により回収を行う。
- 市は回収量等に応じ、自治会・町内会等に対し、奨励金を交付している。
※回収量には、葵・駿河区で回収された小物金属類が含まれる。
※奨励金には清水区における基本額及び世帯割額が含まれる。

(2) 古紙等の回収

回収量及び奨励金実績

| 年度 | 回収量 (t) | 奨励金 (円) |
|-----|---------|------------|
| H30 | 13,347 | 52,697,670 |
| R1 | 12,916 | 51,018,320 |
| R2 | 11,461 | 45,456,790 |
| R3 | 11,167 | 44,381,800 |
| R4 | 10,424 | 41,432,770 |

- 古紙、古布等を回収した自治会、町内会、子供会等の団体に対して回収量に応じ、奨励金を交付している。
- 登録団体数 897 団体（令和5年4月1日現在）

(3) ペットボトルの回収

回収量実績

| 年度 | 回収量 (t) |
|-----|---------|
| H30 | 317 |
| R1 | 317 |
| R2 | 324 |
| R3 | 328 |
| R4 | 344 |

容器包装リサイクル法の施行に伴い、葵・駿河区は平成9年4月、清水区は平成10年4月からペットボトルの分別収集を実施している。回収方法は、葵・駿河区は公共施設等に回収箱を設置する拠点回収方式、清水区はびん・缶と同様、月1回集積所より回収を行っている。

(4) 使用済小型家電の回収

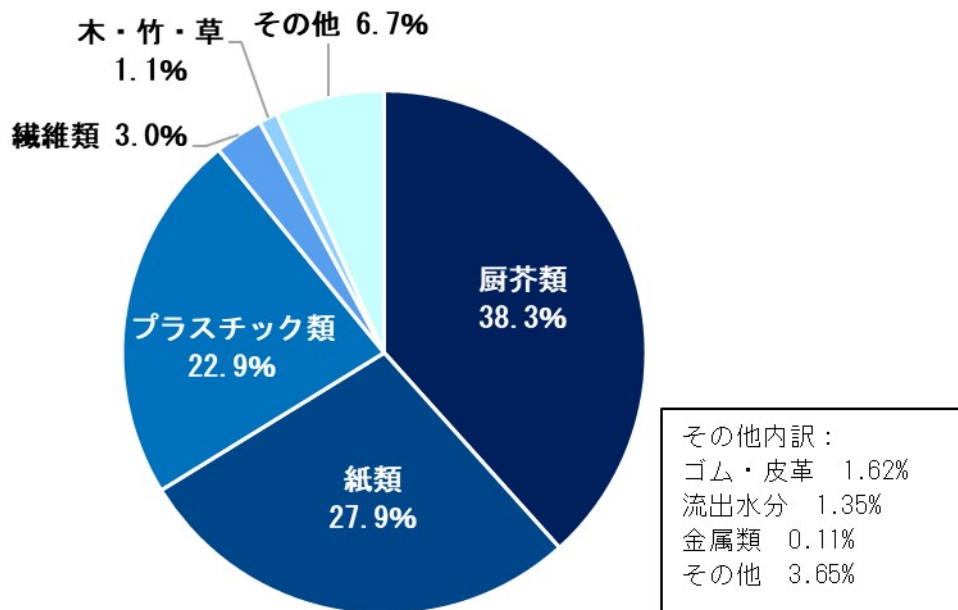
回収量実績

| 年度 | 回収量 (t) |
|-----|---------|
| H30 | 599 |
| R1 | 208 |
| R2 | 214 |
| R3 | 192 |
| R4 | 198 |

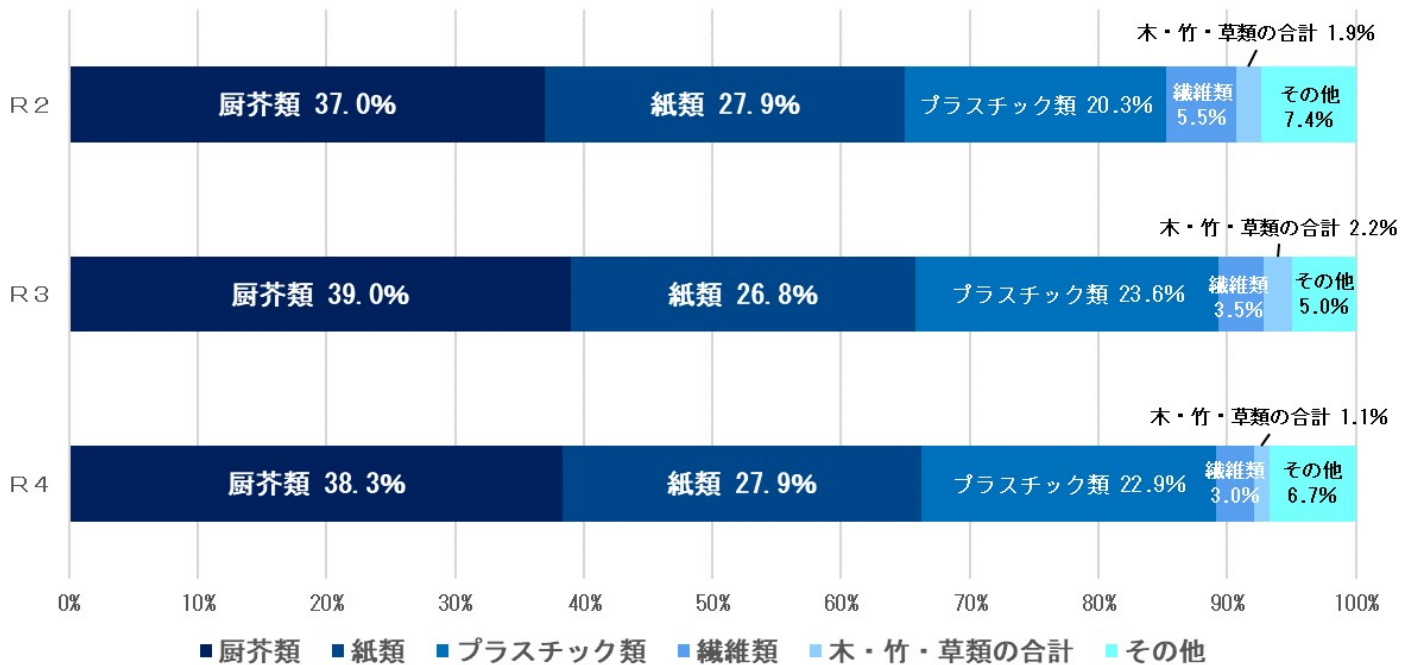
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行を受け、平成 26 年 10 月から使用済小型家電の回収を実施している。回収は、清掃工場等に直接持ち込む方法と公共施設に設置された回収ボックスに投入する方法により実施している。平成 31 年 4 月から、回収品目を制度対象品目（28 品目）から特定対象品目（16 品目）に変更した。

4 家庭可燃ごみ（ステーションごみ）の組成調査結果

(1) 大分類での令和4年度組成結果



(2) 大分類での年度比較



※令和4年台風第15号の災害対応により、例年調査を4回実施するところ、令和4年度は2回のみの実施となった。

5 清掃工場におけるごみの組成分析

① 西ヶ谷清掃工場

ごみの組成(可燃ごみ)

単位:%

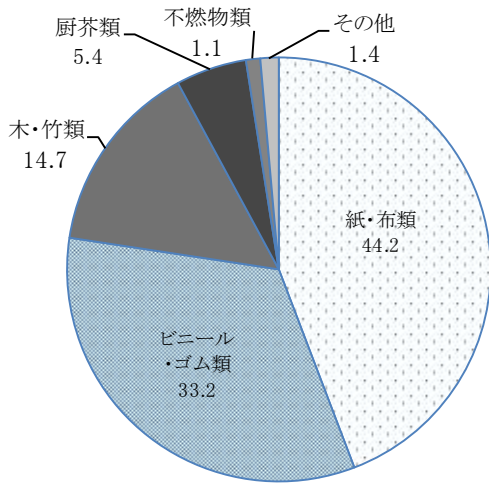
| 年度 | 紙・布類 | ビニール・ゴム類 | 木・竹類 | 厨芥類 | 不燃物類 | その他 |
|----|------|----------|------|-----|------|-----|
| 30 | 50.0 | 30.0 | 12.0 | 6.4 | 0.7 | 0.9 |
| 31 | 49.8 | 32.1 | 11.7 | 5.4 | 0.5 | 0.5 |
| R2 | 50.2 | 29.6 | 12.4 | 6.8 | 0.5 | 0.6 |
| R3 | 51.6 | 31.0 | 8.2 | 7.2 | 0.8 | 1.2 |
| R4 | 44.2 | 33.2 | 14.7 | 5.4 | 1.1 | 1.4 |

ごみの三成分(可燃ゴミ)

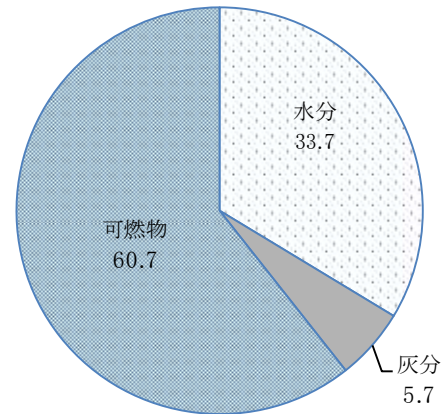
単位:%

| 年度 | 水分 | 灰分 | 可燃物 |
|----|------|-----|------|
| 30 | 29.8 | 5.8 | 64.4 |
| 31 | 31.2 | 5.2 | 63.6 |
| R2 | 34.3 | 5.4 | 60.2 |
| R3 | 33.0 | 6.2 | 60.8 |
| R4 | 33.7 | 5.7 | 60.7 |

令和4年度組成



令和4年度三成分



② 沼上清掃工場

ごみの組成(可燃ごみ)

単位:%

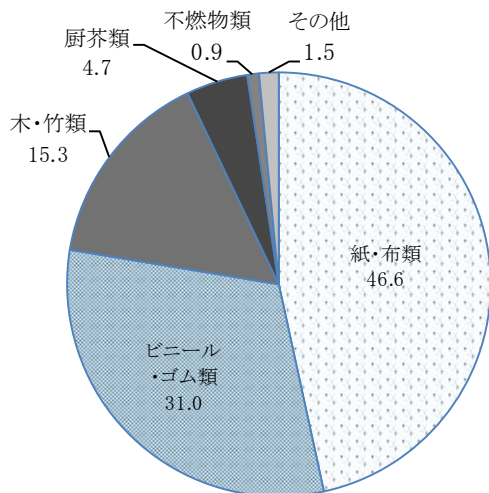
| 年度 | 紙・布類 | ビニール・ゴム類 | 木・竹類 | 厨芥類 | 不燃物類 | その他 |
|----|------|----------|------|-----|------|-----|
| 30 | 51.3 | 30.0 | 11.7 | 5.2 | 0.9 | 0.9 |
| 31 | 49.9 | 30.3 | 9.1 | 9.5 | 0.7 | 0.5 |
| R2 | 46.5 | 32.9 | 12.4 | 6.0 | 1.3 | 0.9 |
| R3 | 45.4 | 30.5 | 16.8 | 5.7 | 0.4 | 1.2 |
| R4 | 46.6 | 31.0 | 15.3 | 4.7 | 0.9 | 1.5 |

ごみの三成分(可燃ゴミ)

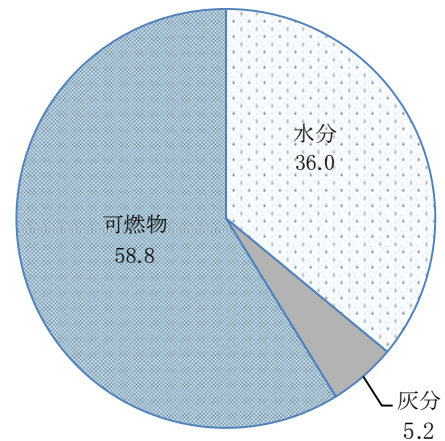
単位:%

| 年度 | 水分 | 灰分 | 可燃物 |
|----|------|-----|------|
| 30 | 35.2 | 5.3 | 59.5 |
| 31 | 34.3 | 5.4 | 60.2 |
| R2 | 35.1 | 6.1 | 58.9 |
| R3 | 36.8 | 5.4 | 57.8 |
| R4 | 36.0 | 5.2 | 58.8 |

令和4年度組成

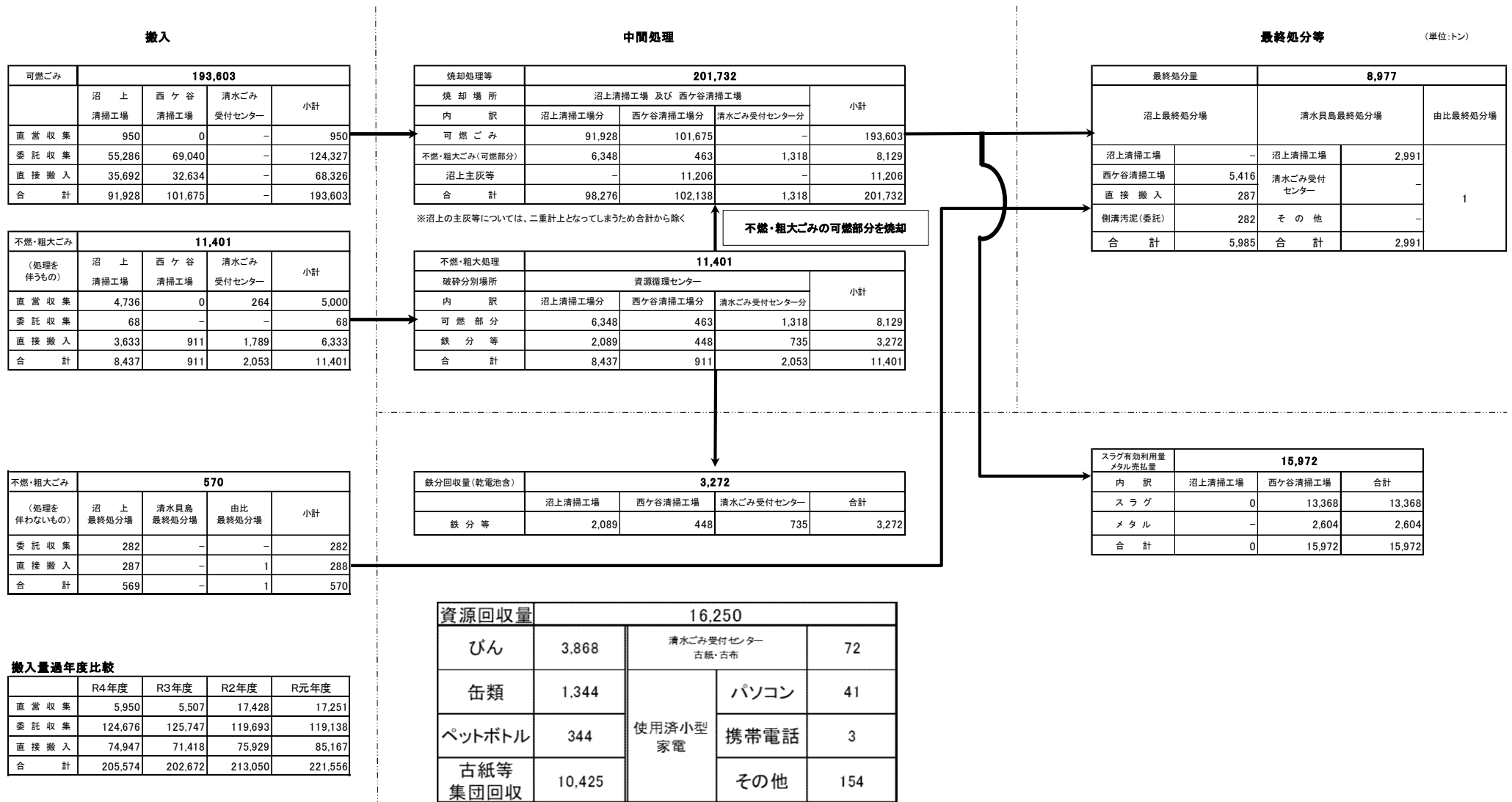


令和4年度三成分



6 令和4年度ごみ処理実績

※各数値について四捨五入を行っているため、表の合計欄と各数値の合計値が一致しない場合があります。



7 水銀使用廃製品の収集・処分

(1) 使用済乾電池の分別回収

使用済乾電池等の処分に伴う含有水銀による環境汚染の発生が懸念されたため、昭和 59 年 4 月から使用済乾電池の分別収集の実施に踏切り、昭和 61 年 7 月から（公社）全国都市清掃会議廃棄物処理技術開発センターによる広域回収・処理計画に従い、野村興産（株）イトムカ鉱業所へ委託し、処分している。

昭和 60 年 7 月に厚生省から焼却処分等に伴う汚染上の問題がない旨の一応の安全宣言がなされたが、将来の市民生活の安全性を考え、分別収集を継続している。

○ 処分委託実績

| 年度 | 委託量 (kg) |
|-----|----------|
| H30 | 124,176 |
| R1 | 132,134 |
| R2 | 140,364 |
| R3 | 142,971 |
| R4 | 133,030 |

(2) 蛍光管の分別回収

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀汚染防止法等により、市町村に対してはその区域内の水銀利用廃製品の適正な回収措置を講ずることが定められた。本市では平成 28 年度から、国の定めるガイドライン等に基づき、蛍光管等の水銀使用廃製品について分別回収を実施し、（公社）全国都市清掃会議による広域回収・処理計画に従い、野村興産（株）イトムカ鉱業所へ委託し、処分している。

○ 処分委託実績

| 年度 | 委託量 (kg) |
|-----|----------|
| H30 | 34,254 |
| R1 | 36,206 |
| R2 | 33,786 |
| R3 | 31,681 |
| R4 | 29,985 |

8 事業系一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物の処理

① 葵・駿河区

平成5年10月から、それまで一部無料であった事業活動に伴って排出される一般廃棄物の処理を全て有料とした。

【ごみ処理手数料】(税込み)

ア 清掃工場へ許可業者・事業所が搬入する場合

・100kg 当たり 1,100 円

イ ごみ集積所へ排出する場合

・大型指定容器(容量45リットル) 1袋につき 192 円

・小型指定容器(容量20リットル) 1袋につき 84 円

○ 指定容器販売実績

| 年度 | 大型容器(枚) | 小型容器(枚) |
|-----|---------|---------|
| H30 | 586,359 | 10,170 |
| R1 | 587,059 | 10,140 |
| R2 | 533,800 | 9,480 |
| R3 | 530,440 | 9,670 |
| R4 | 508,060 | 10,230 |

② 清水区

平成5年4月から、事業系ごみのごみ集積所への排出を禁止するとともに、事業系不燃・粗大ごみの清掃工場への持ち込みも禁止した。

【ごみ処理手数料】(税込み)

清掃工場へ許可業者・事業所が搬入する事業系一般廃棄物

・100kg 当たり 1,100 円

(2) 事業系一般廃棄物多量排出事業所への指導

平成18年4月から事業系一般廃棄物の減量化を目的として「静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱」を施行し、管理責任者の選任と減量化計画書の提出を義務付けている。

対象施設 351(令和5年3月31日現在) 令和4年度立入調査件数 62

(3) 一般廃棄物処理許可業者

令和5年10月1日 現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 | 許可内容 |
|---------------|-------------------------------------|--------------|-------|
| (株)メンテックカンザイ | 静岡市駿河区南町 18 番1号サウスポット静岡4階 | 054-280-2677 | 収集・運搬 |
| (一財)静岡市環境公社 | 静岡市葵区産女 953 番地 | 054-278-8161 | 〃 |
| (株)静岡清掃企業 | 静岡市葵区牧ヶ谷 2355 番地 | 054-278-4643 | 〃 |
| (有)長嶋商店 | 静岡市葵区美川町 4 番 5 号 | 054-271-2440 | 〃 |
| (株)岩本商店 | 静岡市葵区芝原 25 番地の 34 | 054-247-1879 | 〃 |
| (株)荒井産業 | 静岡市清水区鳥坂 1345 番地 | 054-376-4025 | 〃 |
| (株)杉山 | 静岡市葵区慈悲尾 288 番地の1 | 054-278-9990 | 〃 |
| (株)静岡資源 | 静岡市葵区富厚里 1837 番地の1 | 054-270-1153 | 〃 |
| (有)岩崎産業 | 静岡市葵区慈悲尾 43 番地の1 | 054-278-5820 | 〃 |
| (有)前田商店 | 静岡市清水区庵原町 139 番地の4 | 054-340-6002 | 〃 |
| (有)山崎商店 | 静岡市葵区南瀬名町6番3号 | 054-265-2726 | 〃 |
| (有)ナガイクリーン | 静岡市葵区芝原 25 番地の 34 | 054-247-1912 | 〃 |
| (株)サンキュウ美化 | 静岡市葵区富厚里 1891 番地 | 054-270-1160 | 〃 |
| (有)三津山商店 | 静岡市駿河区西平松 17 番地 | 054-237-4257 | 〃 |
| (有)ヤマヒチ川崎商店 | 静岡市駿河区中島 1536 番地 | 054-285-8506 | 〃 |
| イワオ商事(有) | 静岡市清水区鳥坂 1656 番地の5 | 054-346-3758 | 〃 |
| フジテックス(株) | 静岡市清水区山原 831 番地の8 | 054-363-2488 | 〃 |
| (有)岩本商店 | 静岡市清水区高橋三丁目 10 番 49 号 | 054-367-0982 | 〃 |
| (株)エーシーピー商事 | 静岡市清水区山原 831 番地の7 | 054-364-3196 | 〃 |
| 角松商事(有) | 静岡市清水区吉原 1033 番地の1 | 054-368-1111 | 〃 |
| (株)エーシー・クルー | 静岡市駿河区中島 1440 番地の1 | 054-286-8885 | 〃 |
| 静岡クリーンサービス(株) | 静岡市清水区庵原町 138 番地の5 | 054-366-2343 | 〃 |
| (有)清水清装 | 静岡市清水区大内 783 番地の1 | 054-345-5209 | 〃 |
| (株)スギヤマ理工 | 静岡市清水区江尻台町 22 番 35 号 | 054-363-6030 | 〃 |
| (株)総合美装ワタナベ | 静岡市清水区長崎 203 番地の1 | 054-346-3103 | 〃 |
| (有)明成産業 | 静岡市清水区長崎 542 番地 | 054-347-3955 | 〃 |
| (株)ハカマタ | 静岡市駿河区中島 217 番地 | 054-654-1008 | 〃 |
| 静岡ビルサービス(株) | 静岡市清水区草薙一丁目 3 番 15 号グラソード 草薙 2 階 | 054-344-5100 | 〃 |
| ヤマダユニア(株) | 静岡市清水区上清水町3番 19 号 | 054-351-0567 | 〃 |
| (有)藤牧商店 | 静岡市清水区三保 1376 番地の2 | 054-335-8390 | 〃 |
| (有)深沢商店 | 静岡市清水区中河内 903 番地の4 | 054-396-3226 | 〃 |

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 | 事務内容 |
|-------------------|-------------------------|--------------|----------|
| 丸徳商事(有) | 静岡市清水区鳥坂 575 番地 | 054-345-5173 | 収集・運搬・処分 |
| (有)マルシン商会 | 静岡市清水区折戸三丁目 1227 番地の 20 | 054-335-9081 | 収集・運搬 |
| (株)三保サービス | 静岡市清水区三保 3490 番地の1 | 054-335-4835 | 〃 |
| (有)ホソカワ商店 | 静岡市清水区西久保 456 番地の3 | 054-365-8967 | 〃 |
| (有)ヤシマクリーンサービス | 静岡市清水区小島町 246 番地の8 | 054-393-3700 | 〃 |
| (株)山丈商事 | 静岡市清水区草ヶ谷 27 番地の 14 | 054-371-9300 | 〃 |
| (有)酒井商店 | 静岡市清水区大内 116 番地の3 | 054-346-7696 | 〃 |
| 丸永産業(株) | 静岡市清水区楠新田 45 番地の7 | 054-345-3730 | 〃 |
| (株)ケーアイサービス | 静岡市清水区柏尾 208 番地の1 | 054-347-3715 | 〃 |
| 藤森工業(株) | 静岡市駿河区豊田二丁目 9 番 17 号 | 054-286-0288 | 〃 |
| 企業組合 動物の森 | 静岡市葵区産女 987 番地の1 | 054-276-0550 | 処分 |
| (宗)宗徳院 | 静岡市清水区興津本町 363 番地 | 054-369-2244 | 〃 |
| 清水港木材産業協同組合 | 静岡市清水区富士見町 8 番 15 号 | 054-353-3231 | 〃 |
| (株)クリーンコントロールサービス | 富士市厚原道下 17 番地の1 | 0545-71-3848 | 収集・運搬 |
| (株)兼子 | 静岡市清水区興津中町 990 番地 | 054-369-1178 | 〃 |
| 岳陽産業(有) | 富士市川成島 156 番地の2 | 0545-61-1403 | 〃 |
| (有)大沼興業 | 静岡市清水区蒲原1番地の2 | 054-385-5967 | 〃 |
| (有)熊王産業 | 富士市五貫島 891 番地 | 0545-64-4162 | 〃 |
| 安藤紙業(株) | 静岡市清水区蒲原一丁目 8 番 37 号 | 054-388-2417 | 〃 |
| (有)東亜美装 | 富士市厚原 131 番地の1 | 0545-72-3300 | 〃 |
| 庵原興産(有) | 富士市中之郷 3409 番地の1 | 0545-85-3961 | 〃 |

9 犬・猫等の火葬

犬・猫等の火葬は、専用焼却炉（動物指導センター内）において、飼主のいる場合は直接搬入により1匹1,100円の手数料で火葬し、また、路上等で発見され通報のあった飼主のいないものは、業者委託により収集・運搬し火葬している。その他については、一般直接持込み及び動物指導センターの業務として火葬した件数である。

○ 処理件数内訳

| 年 度 | 件数（匹） | 有料火葬件数（匹） | 収集・運搬件数（匹） | その他（匹） |
|-----|-------|-----------|------------|--------|
| H30 | 7,861 | 4,435 | 2,962 | 464 |
| R1 | 7,702 | 4,355 | 2,807 | 540 |
| R2 | 7,117 | 3,984 | 2,695 | 438 |
| R3 | 6,751 | 3,950 | 2,504 | 297 |
| R4 | 6,441 | 3,825 | 2,408 | 208 |

第5章 し尿処理事業

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | し尿、浄化槽事業の沿革 | 36 |
| 2 | し尿、浄化槽汚泥等の処理体系 | 39 |
| 3 | 処理実績 | 40 |
| 4 | し尿 | 40 |
| | (1) し尿くみ取り料金 | 40 |
| | (2) し尿収集・運搬業者 | 41 |
| 5 | 浄化槽 | 42 |
| | (1) 浄化槽設置基数の推移 | 42 |
| | (2) 浄化槽汚泥収集・運搬許可業者 | 42 |
| | (3) 保守点検業者 | 43 |
| | (4) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助 | 44 |

第5章 し尿処理事業

1 し尿、浄化槽事業の沿革

(1) 葵・駿河区

昭和29年清掃法の施行に伴い、当時し尿くみ取り業を営んでいた21業者に対して汚物取扱業の許可を与え、肥料として農地還元により処理してきた。

その当時の設備状況は、リヤカー37台、オート三輪車14台、トラック2台という典型的な労働集約型の事業であり、衛生思想にはほど遠い内容であった。

そのため、収集業務の近代化と衛生的な処理を確保するため、収集車両をバキュームカーに更新させ、業者の整理統合を図るとともに、従来の素堀貯留槽から昭和38年には、吉津し尿消化槽を建設した。

昭和40年清掃法の改正により、市町村の清掃行政に対する責務が明確化され、昭和41年には清掃公社一本化構想が市議会で決議された。

このことにより、昭和42年には西部地区の4業者を買収し、(財)静岡市清掃公社が設立された。

その後、この決議に基づき昭和45年に1業者を、昭和57年にも1業者を買収し、し尿収集業務は1公社、6業者となった。

また、この間、し尿及び浄化槽汚泥等を処理するため、昭和42年には東部処理場を、昭和47年には南部処理場を建設した。これにより吉津のし尿消化槽は廃止した。

また、浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥の収集運搬の許可をし尿くみ取り業者に与え、業務にあたらせている。

昭和60年には、浄化槽法の施行に伴い、浄化槽の維持管理を、資格のある者が責任をもって業務の遂行を図るように、浄化槽保守点検業者登録制度を条例化した。

昭和62年、厚生省が合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付するという制度を創設したが、当市は平成元年度から合併処理浄化槽設置整備費補助金交付要綱（現在は、浄化槽設置事業費補助金交付要綱）を定め、下水道認可区域外及び農業集落排水事業実施地区外の合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行っている。

平成11年2月には東部処理場（現在は静岡衛生センター）1場処理とし、南部処理場は破碎処理と攪拌を行う中継基地（現在は静岡衛生センター南部中継所）とした。

平成29年3月に1業者が廃業し、平成29年4月には、し尿収集業務は1公社、5業者となった。

(2) 清水区（蒲原地区及び由比地区を除く）

清水区のし尿処理施設は、昭和32年都市発展に伴う人口増と、し尿の農地還元減少により、当時最新方式といわれた化学処理方式による運転（150kl/日）を開始した。

しかし、その後の近隣町村との合併等による処理人口の増加により、処理能力も限界に達したため、昭和41年度から45年度までの5か年計画で、拡張整備工事（300kl/日）を施行し、さらに、水質汚濁防止法の施行等公害防止の強化により、昭和46・47年度の2か年事業として、脱離液の2次処理設備を完成させた。

昭和40年代から全国各地において、下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿くみ取り業務の環境が悪化し始めた。市では、し尿くみ取り業者である清掃事業協同組合と協議し、昭和59年度から平成5年度まで10年間の合理化計画（第1次合理化計画）をたて、協定書を締結した。この結果、平成5年度末においては、非組合員1業者、組合員4業者になっている。その後、平成13年度から平成16年度まで4年間の第2次合理化計画を実施し、現在は非組合員1業者、組合員2業者となっている。

また、昭和60年には静清バイパス建設により敷地の一部が収用されたことに伴い、化学処理方式から一段活性汚泥方式へと方式の転換を図り、併せて公共下水道の普及により処理能力を縮小（250kl/日）した。

しかしながら、初期の設備は稼動後30年以上も経過し、老朽化が著しく、処理能力の低下や施設がオープン形式のための悪臭・騒音等の問題が限界に達したことから、昭和62年度から4か年継続事業として、同一敷地内において旧施設の維持管理を継続しながらのスクラップ&ビルド方式にて200kl（生し尿・65kl/日、浄化槽汚泥・135kl/日）の標準脱窒素処理方式により、衛生的で効率的なし尿処理と公害防止に万全を期すとともに、併せて、周辺環境との調和にも考慮し、落ち着いたデザインと色彩の建屋内に全ての処理施設を収め、従来のし尿処理場のイメージを一新した最新鋭施設の建設を行い、平成3年3月に完成し稼動している。

一方、浄化槽汚泥の収集運搬業務については、近年のくみ取り世帯の減少に伴い、し尿くみ取り3業者及び浄化槽専従3業者の計6業者に対し許可を与えている。

また、合併処理浄化槽の設置については、平成元年度より合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱（現在は、浄化槽設置事業費補助金交付要綱）を定め、下水道認可区域外及び農業集落排水事業実施地区外の合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行っている。

(3) 清水区蒲原地区及び由比地区

蒲原地区及び由比地区のし尿処理は戦後許可業者がくみ取りを行っていたが、人口の増加によりし尿も多量となり、昭和32年の夏頃より指定投棄場所の富士川下流周辺の衛生環境が悪化し、上原町を中心とした地域の環境衛生上からも問題となった。

このため、昭和36年12月に蒲原町、富士川町及び由比町の協議によって、新たなし尿処理施設を富士川町中之郷に建設してし尿処理を行うため、「富士川町外二ヶ町衛生処理組合」を設置した。

その後、30年を経過し老朽化が一層進み、加えて環境保護にも好ましくない状況が生まれため、平成5年に新しい衛生プラント（70kl/日）を建設した。平成13年度には6.9kl/日の増設を行い処理している。

この間、昭和46年7月に、し尿処理施設に加え、ごみ処理施設及び火葬場の設置及び管理運営を共同して行うこととし、組合名称を「庵原郡環境衛生組合」に改めた。

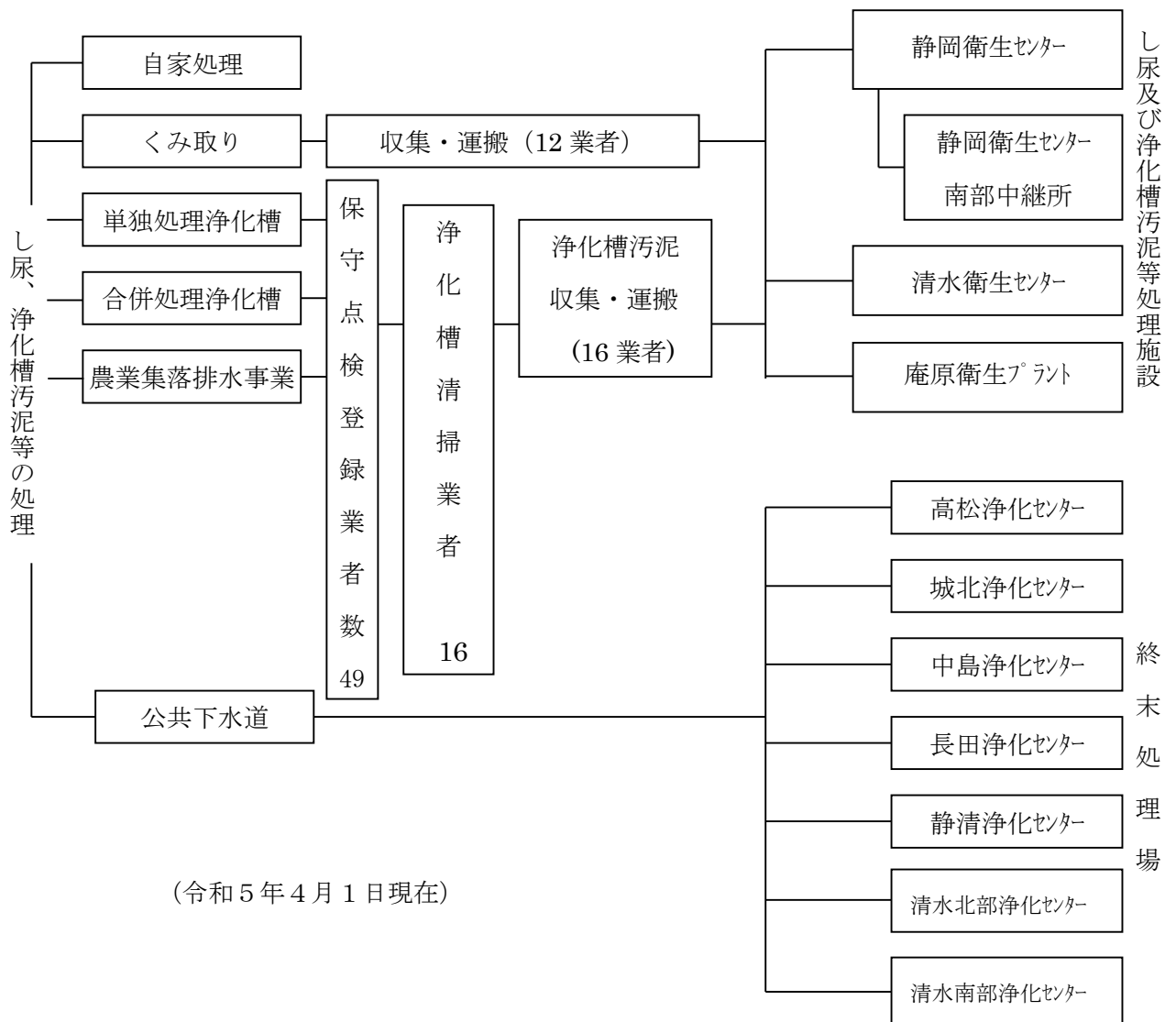
平成20年10月31日庵原郡環境衛生組合の解散に伴い、静岡市が施設を引き継ぎ蒲原・由比地区のし尿及び浄化槽汚泥を処理する「庵原衛生プラント」として運営を行っている。

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、4業者（1業者は浄化槽専従）に許可を与えている。

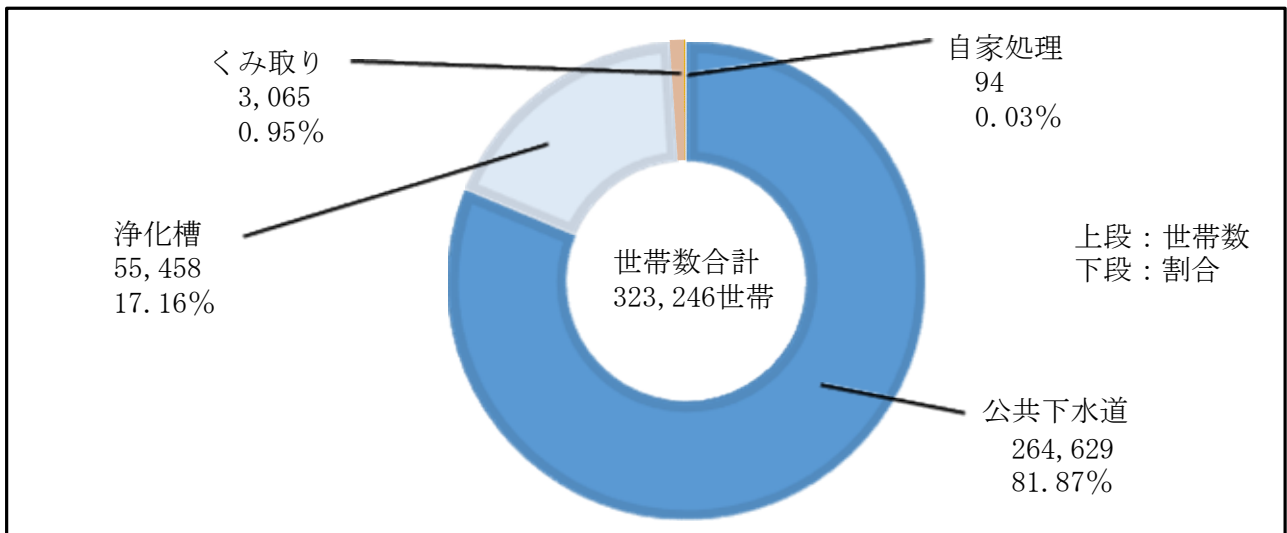
また、各家庭のし尿処理において単独処理浄化槽がくみ取りに比べ清潔で簡便に設置できるとの理由で、昭和40年代後半から飛躍的な普及をみせた。その後、単独処理浄化槽から台所、風呂等の雑排水も処理する合併処理浄化槽に切り換える誘導策として、平成4年度（蒲原地区は平成5年度）から合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱（現在は、浄化槽設置事業費補助金交付要綱）を定めて、農業集落排水事業実施地区外の合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行っている。

2 し尿、浄化槽汚泥等の処理体系

静岡市



し尿処理形態別比率 (令和5年4月1日現在)



3 処理実績

し尿・浄化槽汚泥処理実績の推移

| 年度 | 処理量 (kl) |
|-----|----------|
| H30 | 112,624 |
| R1 | 110,171 |
| R2 | 107,579 |
| R3 | 108,219 |
| R4 | 106,461 |

4 し尿

(1) し尿くみ取り料金 [葵区、駿河区、清水区 (蒲原地区及び由比地区を除く。)]

(令和5年4月1日現在)

① 定額制料金

一般家庭の構成員1人につき1,275円の定額料金で月に1回くみ取りを行い、この内、市は635円を交付している。

② 従量制料金

下に掲げる場合には、くみ取り量1ゲージ(18L)につき545円のくみ取り料金とし、その内、市は260円を交付している。

ア 事務所、店舗等で大勢の人の出入りする所

イ 一般家庭であっても次に掲げる世帯

a 月1回以外のくみ取り世帯

b 特殊便槽(簡易水洗トイレ等)を使用する世帯

c 基準排出量(1人1箇月2.33ゲージ)を超える世帯

ウ 共同住宅、寮等で便所を共同使用している世帯

エ 井川、梅ヶ島、大河内、玉川、清沢、大川の各地区の世帯

③ 特殊料金

ホース30メートルを超えて作業する場合、その他特にくみ取り作業が困難な場合は、次に掲げる料金とする。

ア 定額制料金の場合 1人につき1,355円(交付金 635円)

イ 従量制料金の場合 1ゲージ(18L)につき580円(交付金 260円)

※蒲原地区・由比地区については、許可業者が別に定めている。

(2) し尿収集・運搬業者

① 葵・駿河区

令和5年10月1日現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-----------------------|--------------|
| (一財)静岡市環境公社 | 静岡市 葵区産女 953 番地 | 054-278-8161 |
| 静岡ライフクリーン(株) | 静岡市 駿河区丸子 6935 番地の 4 | 054-259-0205 |
| (株)服部東海 | 静岡市 葵区山崎一丁目 4 番地の 28 | 054-278-7737 |
| (有)市民衛生社 | 静岡市 駿河区寿町 7 番 19 号 | 054-285-0383 |
| 衛生総合センター | 静岡市 葵区駒形通六丁目 4 番 15 号 | 054-252-4940 |
| (株)安倍環境 | 静岡市 葵区山崎一丁目 4 番地の 30 | 054-278-5525 |

② 清水区(蒲原地区及び由比地区を除く。)

令和5年10月1日現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|---------------------------|--------------|
| (有)アサヒクリーン | 静岡市 清水区八坂北二丁目 1 番 1 号 2 階 | 054-363-0338 |
| (有)青葉総業 | 静岡市 清水区長崎 480 番地 | 054-347-8900 |
| 清水ライフクリーン(株) | 静岡市 清水区八坂北一丁目 23 番 43 号 | 054-366-4500 |

③ 蒲原地区

令和5年10月1日現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 |
|---------|-----------------------|--------------|
| (有)大沼興業 | 静岡市 清水区蒲原 1 番地の 2 | 054-385-5967 |
| (有)蒲原工業 | 静岡市 清水区蒲原 5011 番地の 69 | 054-385-3431 |

④ 由比地区

令和5年10月1日現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--------------------|--------------|
| (有)由比環境保全センター | 静岡市 清水区由比 77 番地の 2 | 054-375-2453 |

5 浄化槽

(1) 浄化槽設置基数の推移

| 年度 | 年度末設置届基数 (基) |
|-----|--------------|
| H30 | 48,837 |
| R1 | 47,257 |
| R2 | 46,295 |
| R3 | 45,812 |
| R4 | 40,616 |



市による浄化槽立入検査

(2) 浄化槽汚泥収集・運搬許可業者

令和5年10月1日現在

| 氏名(名称) | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|---------------------------|--------------|
| (一財)静岡市環境公社 | 静岡市 葵区産女 953 番地 | 054-278-8161 |
| 静岡ライフクリーン(株) | 静岡市 駿河区丸子 6935 番地の 4 | 054-259-0205 |
| (株)服部東海 | 静岡市 葵区山崎一丁目 4 番地の 28 | 054-278-7737 |
| (有)市民衛生社 | 静岡市 駿河区寿町 7 番 19 号 | 054-285-0383 |
| 衛生総合センター | 静岡市 葵区駒形通六丁目 4 番 15 号 | 054-252-4940 |
| (株)安倍環境 | 静岡市 葵区山崎一丁目 4 番地の 30 | 054-278-5525 |
| (有)アサヒクリーン | 静岡市 清水区八坂北二丁目 1 番 1 号 2 階 | 054-363-0338 |
| (有)青葉総業 | 静岡市 清水区長崎 480 番地 | 054-347-8900 |
| 清水ライフクリーン(株) | 静岡市 清水区八坂北一丁目 23 番 43 号 | 054-366-4500 |
| (株)スター環境メンテック | 静岡市 清水区横砂中町 29 番 49 号 | 054-363-5222 |
| (株)カンリ | 静岡市 駿河区広野一丁目 3 番 1 号 | 054-259-9123 |
| (有)第三企業 | 静岡市 清水区駒越北町 8 番 27 号 | 054-335-2183 |
| (有)不二設備保全 | 富士市 南松野 2819 番地の 5 | 0545-85-0002 |
| (有)大沼興業 | 静岡市 清水区蒲原 1 番地の 2 | 054-385-5967 |
| (有)蒲原工業 | 静岡市 清水区蒲原 5011 番地の 69 | 054-385-3431 |
| (有)由比環境保全センター | 静岡市 清水区由比 77 番地の 2 | 054-375-2453 |

(3) 保守点検業者

令和5年10月1日現在

| 登録者 | 営業所 | | |
|---------------|--------------------|---|---------------|
| 氏名 (名称) | 名称 | 所在地 | 電話 |
| (有)清水環境保全センター | (有)清水環境保全センター | 静岡市清水区宝町6番18号 | 054-365-5390 |
| 静岡ライフクリーン(株) | 静岡ライフクリーン(株) | 静岡市駿河区丸子6935番地の4 | 054-259-0205 |
| (有)清港管理設備センター | (有)清港管理設備センター | 静岡市駿河区手越原251番地の12 LLビル | 054-258-6631 |
| 長坂孝男 | 静岡中央管理センター | 静岡市葵区瀬名中央一丁目9番6号 | 054-262-5925 |
| ニッケン消毒(株) | ニッケン消毒(株) | 静岡市駿河区小黒一丁目6番10号 | 054-283-2340 |
| (一財)静岡市環境公社 | (一財)静岡市環境公社 | 静岡市葵区産女953番地 | 054-278-8161 |
| (株)西原環境 | (株)西原環境清水営業所 | 静岡市清水区長崎480番地 | 054-348-2258 |
| 三起クリーン(株) | 三起クリーン(株) | 静岡市駿河区新川一丁目19番29号 | 054-285-2983 |
| 立華(株) | 立華(株)清水営業所 | 静岡市清水区村松原三丁目1番5号 | 054-334-2995 |
| (株)拓新 | (株)拓新 | 静岡市清水区八坂北二丁目1番1号 | 054-367-5218 |
| ニッコー(株) | ニッコー(株)静岡営業所 | 静岡市葵区川合三丁目11番22号 | 054-263-6317 |
| 東海プラント(株) | 東海プラント(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区緑が丘町1番15号 緑が丘ビル4F48号 | 054-287-4959 |
| (有)青葉総業 | (有)青葉総業 | 静岡市清水区長崎480番地 | 054-347-8900 |
| (株)城南メンテナンス | (株)城南メンテナンス静岡営業所 | 静岡市駿河区西脇611番地の1 | 054-281-8043 |
| (株)サン | (株)サン | 静岡市駿河区森下町1番35号 | 054-287-8680 |
| (有)第三企業 | (有)第三企業 | 静岡市清水区駒越北町8番27号 | 054-335-2183 |
| 中部日化サービス(株) | 中部日化サービス(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区中野新田57番地の46 | 054-203-3511 |
| フジクリーン工業(株) | フジクリーン工業(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区中田四丁目2番6号あつ とわん飛翔B-3 | 054-286-4145 |
| 清水ライフクリーン(株) | 清水ライフクリーン(株) | 静岡市清水区八坂北一丁目23番43号 | 054-366-4500 |
| 中部建商(株) | 中部建商(株) | 静岡市駿河区みずほ四丁目1番地の1 | 054-258-2233 |
| 藤吉工業(株) | 藤吉工業(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区下川原一丁目6番1号 | 054-258-7088 |
| (株)エスパイエス | (株)エスパイエス | 静岡市葵区唐瀬二丁目4番30号 | 054-249-1500 |
| (株)スター環境メンテック | (株)スター環境メンテック | 静岡市清水区横砂中町29番49号 | 054-363-5222 |
| (有)大沼興業 | (有)大沼興業 | 静岡市清水区蒲原1番地の2 | 054-385-5967 |
| (有)蒲原工業 | (有)蒲原工業 | 静岡市清水区蒲原5011番地の69 | 054-385-3431 |
| (株)イーシーテクノ | (株)イーシーテクノ | 静岡市清水区横砂東町30番6号 | 054-364-2316 |
| (有)由比環境保全センター | (有)由比環境保全センター | 静岡市清水区由比77番地の2 | 054-375-2453 |
| (有)環境保全センター | (有)環境保全センター | 静岡市駿河区手越原154番地の9 | 054-257-8200 |
| (株)カンリ | (株)カンリ | 静岡市駿河区広野一丁目3番1号 | 054-259-9123 |
| (有)市民衛生社 | (有)市民衛生社 | 静岡市駿河区寿町7番19号 | 054-285-0383 |
| 岡田治夫 | クリケンオカダ | 静岡市清水区下清水町3番29号 | 054-352-6150 |
| (有)日本環境メンテナンス | (有)日本環境メンテナンス静岡営業所 | 静岡市駿河区高松二丁目31番4号 | 090-3154-4545 |
| (株)服部東海 | (株)服部東海 | 静岡市葵区山崎一丁目4番地の28 | 054-278-7737 |
| (株)ダイキアクシス | (株)ダイキアクシス静岡営業所 | 静岡市駿河区高松1828番地の4 | 054-238-2880 |
| (有)不二設備保全 | (有)不二設備保全 清水営業所 | 静岡市清水区西久保一丁目12番33号 | 054-366-6716 |
| 日本理化サービス(株) | 日本理化サービス(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区西島352番地の5 | 054-203-5811 |
| (株)マキノ | (株)マキノ | 静岡市清水区殿沢一丁目1番25号 | 054-334-6311 |
| (有)アサヒクリーン | (有)アサヒクリーン | 静岡市清水区八坂北二丁目1番1号2階 | 054-363-0338 |
| (株)安倍環境 | (株)安倍環境 | 静岡市葵区山崎一丁目4番地の30 | 054-278-5525 |
| 日化メンテナンス(株) | 日化メンテナンス(株)静岡出張所 | 静岡市葵区唐瀬一丁目4番3号 | 054-281-7797 |
| 中日本施設管理(株) | 中日本施設管理(株)静岡事業所 | 静岡市駿河区中島2749番地の2 (東名高速 道路静岡IC内 旧料金事務所) | 054-286-6468 |

| | | | |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱ | 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱静岡道路事務所 | 静岡市駿河区中島235番地の1 (中日本高速道路㈱静岡保全SC内) | 054-287-1130 |
| 櫻井 信次 | さくら浄化槽サービス | 静岡市駿河区富士見台二丁目11番35号 | 054-202-0390 |
| 大場 久仁夫 | 衛生総合センター | 静岡市葵区駒形通六丁目 4 番15号 | 054-252-4940 |
| 大栄産業㈱ | 大栄産業㈱静岡西営業所 | 静岡市清水区石川新町 6 番 7 号 クリオネ I 102号室 | 054-340-2355 |
| 中部パージサービス㈱ | 中部パージサービス㈱静岡営業所 | 静岡市駿河区高松二丁目 6 番36号 | 054-238-2323 |
| (有)三昌工業 | (有)三昌工業 | 静岡市駿河区見瀬35番地の 1 | 054-281-5687 |
| ㈱アサイテック | ㈱アサイテック | 静岡市葵区鷹匠二丁目23番地の 1 | 054-621-5660 |

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助

① 補助対象となる合併処理浄化槽

既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽からの転換であって、し尿と雑排水を併せて処理することができ、次に掲げる機能のすべてを有する 50 人槽以下のもの

- ア 生物化学的酸素要求量 (BOD) 除去率 90%以上
- イ 放流水の BOD が 20mg/l (日間平均値)以下
- ウ 10 人槽以下のものについては国庫補助指針に適合するもの
- エ 消費電力が基準以下のもの

② 対象区域

対象区域は、次に掲げる区域を除く区域

- ア 下水道認可区域
- イ 農業集落排水事業実施区域

③ 補助実績

| 年度 | 基数 (基) | 補助金額 (円) |
|-----|--------|-------------|
| H30 | 299 | 101,983,000 |
| R1 | 248 | 74,061,000 |
| R2 | 175 | 95,981,000 |
| R3 | 135 | 102,762,000 |
| R4 | 133 | 102,590,000 |

第6章 産業廃棄物

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 静岡市産業廃棄物処理対策推進方針の概要 | 45 |
| 2 | 産業廃棄物処理業許可業者数・産業廃棄物処理施設数等 | 46 |
| | (1) 産業廃棄物処理業許可業者数 | 46 |
| | (2) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者数 | 46 |
| | (3) 産業廃棄物処理施設数 | 47 |
| 3 | 廃棄物の適正処理指導関係 | 47 |
| | (1) 廃棄物監視機動班 | 47 |
| | (2) 山間地等廃棄物不法投棄監視員制度 | 47 |
| | (3) 不法投棄監視スカイパトロール | 48 |
| | (4) 不法投棄物の調査、回収実績 | 48 |

第6章 産業廃棄物

1 静岡市産業廃棄物処理対策推進方針の概要

(1) 方針策定の趣旨

平成17年3月に策定した産業廃棄物処理対策基本計画の基本理念「循環型社会の実現に向けて」のもと、排出事業者、処理業者、市民及び本市の産業廃棄物行政推進のための基本的な事項を定め、産業廃棄物の適正処理、資源化・減量化を進めてきた。

また、蒲原町、由比町を編入したことによる産業構造の変化に対応するため、平成22年3月に改定を行い、産業廃棄物を取り巻く状況に応じた施策を推進してきたが、状況の変化により一層柔軟に対応し、施策評価を行うことができるよう、従来の計画の枠組みを「方針」と「実施計画」の2部構成に改めた。

「方針」は、特段の計画期間を定めず、基本的事項を示すものとし、「実施計画」は、各年度に実施する具体的な活動内容と目標を設定し、達成評価を行うこととした。

(2) 方針の位置づけ

環境基本法を始めとする環境関連法、本市の総合計画及び環境基本条例等を上位とする。

(3) 基本方針

- ① 4Rのさらなる推進
- ② 安全・安心な廃棄物処理の推進
- ③ 廃棄物に対する意識の高揚・醸成

2 産業廃棄物処理業許可業者数・産業廃棄物処理施設数等

(1) 産業廃棄物処理業許可業者数

産業廃棄物の適正処理及び処分のために排出事業所、許可業者の事業所等の立入検査、処理状況の監視、指導を行っている。

産業廃棄物処理業許可業者

令和5年4月1日現在

| 区 分 | | 総数 | 県内 | | 県外 |
|-------------------|-------------|------|----|----|----|
| | | | 市内 | 市外 | |
| 産業 廃棄物 | 収 集 ・ 運 搬 業 | 72 | 61 | — | 11 |
| | 処分業 | 中間処理 | 72 | 2 | 2 |
| | | 最終処分 | 1 | 1 | — |
| 特別管理 産業 廃棄物 | 収 集 ・ 運 搬 業 | 10 | 8 | — | 2 |
| | 処分業 | 中間処理 | 5 | — | — |
| | | 最終処分 | — | — | — |

令和4年度立入指導実績

| 区 分 | 立 入 件 数 (件) |
|-------------|-------------|
| 産業廃棄物等処理業者 | 78 |
| 排 出 事 業 所 | 214 |
| PCB廃棄物保管事業所 | 645 |

(2) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者数

使用済自動車の適正処理を推進するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき関連事業者に対し、登録、許可及び指導監督を行っている。

登録、許可業者

令和5年4月1日現在

| 区分 | 登録業者数 | 許可業者数 | 事業場数 |
|----------|-------|-------|------|
| 引取業者 | 68 | — | 143 |
| フロン類回収業者 | 37 | — | 58 |
| 解体業者 | — | 20 | 20 |
| 破碎業者 | — | 8 | 9 |
| 破碎前処理 | — | (6) | (6) |
| 破碎処理 | — | — | — |
| 破碎前、破碎処理 | — | (2) | (3) |

() 書きは内数

(3) 産業廃棄物処理施設数

令和5年4月1日現在

| 施設の種類 | 設置主体 | 事業者 | 処理業者 |
|----------------|------|-----|------|
| 汚泥の脱水施設 | | 8 | 1 |
| 汚泥の乾燥施設 | | — | 1 |
| 汚泥の焼却施設 | | 1 | 4 |
| 廃油の油水分離施設 | | 2 | 2 |
| 廃油の焼却施設 | | 1 | 4 |
| 廃酸、廃アルカリの中和施設 | | 3 | — |
| 廃プラスチック類の破碎施設 | | — | 8 |
| 廃プラスチック類の焼却施設 | | — | 2 |
| 木くず又はがれき類の破碎施設 | | 4 | 37 |
| 産業廃棄物の焼却施設 | | — | 5 |
| 安定型最終処分場 | | — | — |
| 管理型最終処分場 | | — | 1 |
| 計 | | 19 | 65 |

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設に限る。

3 廃棄物の適正処理指導関係

(1) 廃棄物監視機動班

廃棄物の適正処理を確保するため、平成6年4月廃棄物監視機動班を設置し、事業者等へ立入検査、不法投棄監視パトロール等を実施している。

○ 出動実績（機動班パトロールのみ）

| 年度 | 立入検査（件） |
|-----|---------|
| H30 | 538 |
| R1 | 409 |
| R2 | 367 |
| R3 | 491 |
| R4 | 448 |

(2) 山間地等廃棄物不法投棄監視員制度

地域の推薦を受けた者に監視員を委嘱し、廃棄物の不法投棄の監視や啓発活動を通じて、山間地、河川、海岸部等の生活環境や自然環境の保全を図る。

令和4年度は、35地区133人に監視員を委嘱した。

○ 業務内容

- ・ 廃棄物不法投棄監視パトロールの実施
- ・ 山間地、河川、海岸部等における行楽客等に対する廃棄物の適正排出の指導
- ・ 廃棄物の不法投棄やその他不適正処理事例の市への通報
- ・ その他市が行う廃棄物不法投棄防止等の施策に対する協力

(3) 不法投棄監視スカイパトロール

生活環境の保全を図り、不法投棄等の不適正処理に対する監視を強化するため、消防ヘリを活用し、安倍川、藁科川、興津川流域及び蒲原、由比地区の山間部等を飛行して上空から状況を監視するとともに後日の詳細調査のための写真撮影を行う。

(4) 不法投棄物の調査、回収実績

| 年度 | 回収件数 (件) | 回収量 (t) |
|-----|----------|---------|
| H30 | 296 | 18.3 |
| R1 | 287 | 15.7 |
| R2 | 333 | 22.5 |
| R3 | 301 | 21.5 |
| R4 | 268 | 14.4 |

第7章 清掃事業年表

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 静岡市 | 49 |
| 2 | 旧静岡市 | 57 |
| 3 | 旧清水市 | 68 |
| 4 | 旧蒲原町・旧由比町 | 70 |

第7章 清掃事業年表

1 静岡市

| 年 | 月 日 | 事 項 |
|-------|----------|--|
| 平成 15 | 4.1 | <p>旧静岡市と旧清水市の合併により"新"静岡市が誕生</p> <p>静岡市機構 生活環境部（清掃部門抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 廃棄物政策課 — 総務担当、一般廃棄物担当 清掃施設建設室、産業廃棄物対策室 — 静岡環境事務所 <ul style="list-style-type: none"> — 廃棄物指導課 — 減量推進担当、指導担当 — 収集業務課 — 管理担当、排出指導担当 西ヶ谷収集センター 沼上収集センター — 廃棄物処理課 — 管理担当、施設保全担当 西ヶ谷清掃工場 沼上清掃工場 静岡衛生センター 最終処分場 — 清水環境事務所 <ul style="list-style-type: none"> — 廃棄物指導課 — 減量推進担当、指導担当 — 収集業務課 — 管理担当、収集担当 — 廃棄物処理課 — 管理担当 清水清掃工場 清水衛生センター 清水最終処分場 <p>休止していた西ヶ谷清掃工場破碎施設の再稼働が始まる</p> <p>駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 10 台分に拡大</p> <p>静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱を制定(回収量 1kg につき 5 円交付)</p> |
| | 4.2 | 清水地区において不燃・粗大ごみ戸別収集開始 |
| | 9.29 | 新市建設計画に位置づけられていた茂畑地区での清掃工場建設計画を変更し、西ヶ谷清掃工場を再整備することを議会で表明 |
| | 10.1 | 資源有効利用促進法による家庭系パソコンリサイクルが始まる |
| | 11.29～30 | 第 1 回静岡市ごみリサイクル展(消費生活展、計量展と同時開催) 葵スクエア（入場者数 6,200 人） |
| 平成 16 | 3.30 | 沼上清掃工場灰溶融施設の落成式 |
| | 3.31 | 清水地区における空き缶回収機運営事業廃止 |
| | 4.1 | <p>機構改正 環境部（清掃部門抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 廃棄物政策課 — 総務担当、一般廃棄物担当 リサイクル推進担当、清掃施設建設室 — 産業廃棄物対策課 — 管理担当、指導担当 — 収集業務課 — 管理担当、排出指導担当 西ヶ谷収集センター、沼上収集センター 清水収集センター — 廃棄物処理課 — 管理担当、施設整備担当、施設保全担当 西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場 静岡衛生センター、沼上最終処分場 清水清掃工場、清水衛生センター <p>山間地等廃棄物不法投棄監視員の清水地区への委嘱 (市内全体で 32 地域 126 人)</p> <p>家電リサイクル法の対象品目に冷凍庫が加わる</p> <p>清水地区において、ふれあい収集を開始する</p> |

| | | |
|-------|----------|--|
| | | 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 14 台分に拡大 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の一部改正（堆肥化処理容器補助率変更） |
| | 7.1 | 資源有効利用促進法による家庭系パソコンリサイクルにメーカー等不存パソコンが加わる |
| | 7.9 | 沼上清掃工場灰溶融施設において発生した小火災事故により灰溶融施設停止 |
| | 10.22～24 | 第 3 回ごみゼロ推進全国大会が南部体育館、ツインメッセ静岡で開催され、第 2 回静岡市ごみリサイクル展も同時開催される（入場者数延べ 38,500 人） |
| 平成 17 | 1.1 | 自動車リサイクル法が完全施行される |
| | 1. | 事故により停止していた沼上清掃工場灰溶融施設が稼働再開する |
| | 3. | 新市としての静岡市一般廃棄物処理基本計画及び産業廃棄物処理対策基本計画を策定する |
| | 4.1 | 静岡市が全国 14 番目の政令指定都市に移行し、葵区・駿河区・清水区の区制が敷かれる 機構改正により、局制が敷かれ環境部は市民局環境部となる 廃棄物政策課内のリサイクル推進担当がごみ減量推進担当となる 大型鉄製品の分別収集を開始する 事業所用指定容器販売場所の一部（3 か所）停止 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 17 台分に拡大 |
| | 4.18 | 静岡市と蒲原町の廃置分合が総務省から告示される |
| | 4.21～22 | (社)全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会が本市で開催される |
| | 7.1 | スラグ売払を開始する |
| | 7.1～7.14 | し尿くみ取り世帯実態調査 |
| | 9.1 | PCB 廃棄物の処理が始まる |
| | 10.22～23 | 葵スクエアにおいて、第 3 回静岡市ごみリサイクル展が開催される（入場者数延べ約 6,000 人） |
| 平成 18 | 3.31 | 蒲原町が静岡市に編入合併し、静岡市清水区となる |
| | 4.1 | 機構改正により、市民局環境部が市民環境局環境部となる 静岡市長が「庵原郡環境衛生組合」の管理者に選任される し尿くみ取り料金改定 旧静岡市、旧清水市の料金体系を統一 定額制 月一人 795 円（うち市負担 245 円） 従量制 1 ゲージ 340 円（うち市負担 100 円） 静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱施行 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 20 台分に拡大 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の一部改正（堆肥化処理容器限度額変更） 古紙等資源回収活動奨励金額を変更(回収量 1kg につき 4 円交付) |
| | 7.1～14 | し尿くみ取り世帯実態調査（清水地区のみ） |
| | 10.14～15 | 葵スクエアにおいて、第 4 回静岡市ごみリサイクル展が開催される（消費生活展と同時開催：入場者数 延べ 約 6,000 人） |
| | 12.14 | 新西ヶ谷清掃工場建設着工 |

| | | | |
|----------|----------|--|--|
| 平成 19 | 2.1 | 葵・駿河区用と清水区用の2つのシステムを統合した新しい不燃・粗大ごみ戸別収集受付システムを開始 | |
| | 4.1 | 機構改正により、市民環境局が環境局、清掃部門が廃棄物対策部となる 廃棄物政策課内のごみ減量推進担当がごみ減量・リサイクル推進担当となる 清水区蒲原地区の不燃・粗大ごみ戸別収集を開始 静岡版「もったいない運動」を実施 清水区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを14台分（清水A地区7台、清水B地区7台に拡大） 静岡市清流条例第10条第1項第1号の規定に基づく水源保全区域を浄化槽設置整備事業の特定区域とし、10万円の補助金を上乗せする | |
| | 4.20 | ごみ収集車3台によるBDF燃料走行実験を開始 | |
| | 7.12～13 | 平成19年度大都市清掃事業協議会 減量化・資源化担当課長会議が本市で開催される | |
| | 10.20～21 | 葵スクエアにおいて、第5回静岡市ごみリサイクル展が開催される | |
| | 平成 20 | 1.25～27 | し尿くみ取り実態調査（清水区蒲原地区） |
| | | 2.22 | 資源循環センター工場棟建設着工 |
| | | 4.1 | 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを24台分に拡大し、駿河区全域委託化が完了 |
| | | 4.2 | 産業廃棄物管理票に関する報告書の提出が開始される |
| | | 7.1～14 | し尿くみ取り世帯実態調査 |
| 7.14 | | 廃棄物監視パトロール車を更新 | |
| 9.2 | | 市民・事業者・市の3者により「レジ袋の削減に向けた取組みに関する協定」を締結（9事業者 55店舗） | |
| 10.16 | | 葵区・駿河区内の4地区を対象にペットボトル集積所回収試行事業を開始する | |
| 10.18～19 | | 葵スクエアにおいて、第6回静岡市ごみリサイクル展が開催される | |
| 10.31 | | 庵原郡環境衛生組合（一部事務組合）が解散される | |
| 平成 21 | 11.1 | 由比町が静岡市に編入合併し、静岡市清水区となる | |
| | 2.13 | 「レジ袋の削減に向けた取組みに関する協定」を締結（14事業者 20店舗、合計：23事業者 75店舗） | |
| | | 4.1 | 事業系ごみ処理手数料改定 100キロまで1,050円（以降、10キロを増すごとに、105円加算） 事業所用ごみ袋 大型ごみ（45L）2,000円（10枚） 小型ごみ（20L）900円（10枚） し尿くみ取り料金改定 定額制 月一人 965円（うち市負担400円） 従量制 1ゲージ 415円（うち市負担165円） 市役所静岡庁舎、静岡市清掃公社を除く事業所用指定容器販売場所（6か所）の停止 清水区由比地区の不燃・粗大ごみ戸別収集を開始 |
| | 7.16～17 | 平成21年度大都市清掃事業協議会 作業担当課長会議が本市で開催される | |
| | 7.27～31 | し尿くみ取り実態調査（清水区由比地区） | |
| | 10.1 | 産業廃棄物の適正な処理に関する条例が施行される | |

| | | |
|-------|------------------------------|---|
| 平成 22 | 10.17~18 | 葵スクエアにおいて、第7回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 2.12 | 「レジ袋の削減に向けた取組みに関する協定」を締結（5事業者 12店舗、合計：28事業者 87店舗） |
| | 2. | 清水清掃工場稼働停止 |
| | 3. | 静岡市一般廃棄物処理基本計画及び産業廃棄物処理対策基本計画の見直しを行う |
| 平成 23 | 4.1 | 新西ケ谷清掃工場稼働（250t/24h×2基） 清水ごみ受付センターでの受入開始 資源循環センター粗大ごみ資源化施設稼働 葵区可燃ごみ収集運搬業務を2台分委託化 清水区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを18台分（清水A地区9台、清水B地区9台）に拡大 |
| | 10.9~10 | 葵スクエアにおいて、第8回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 4.1 | 沼上資源循環センターペットボトル資源化施設、スラグ資源化施設稼働 葵区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを4台分に拡大 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託台数を24台分から26台分に変更（委託エリア変更なし） |
| | 4.15 | 災害廃棄物処理の支援のため宮城県七ヶ浜町に全13班からなる支援隊を段階的に派遣(6月30日まで) |
| | 5.10 | 沼上資源循環センター啓発施設開館 |
| | 5.23 | 災害廃棄物処理の支援のため宮城県仙台市に全5班からなる支援隊を段階的に派遣(6月25日まで) |
| | 6.25 | 静岡市環境大学の開設 |
| | 7.1~14 | し尿くみ取り世帯実態調査の実施 |
| | 10.15~16 | 葵スクエアにおいて、第9回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 平成 24 | 4.1 |
| 平成 25 | 6.22 | 東日本大震災による災害廃棄物(木くず)の受入れの表明 |
| | 8.25 | 第1回家庭ごみ有料化制度に関する意見交換会が開催される |
| | 9.8 | 第2回家庭ごみ有料化制度に関する意見交換会が開催される |
| | 10.6~7 | 葵スクエアにおいて、第10回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 10.18 | 東日本大震災による災害廃棄物(木くず)の受入れの実施 |
| | 10.27 | 第3回家庭ごみ有料化制度に関する意見交換会が開催される |
| | 11.10 | 第4回家庭ごみ有料化制度に関する意見交換会が開催される |
| | 1.20 | 第5回家庭ごみ有料化制度に関する意見交換会が開催される |
| | 2.13 | 東日本大震災による災害廃棄物(木くず)の受入れ終了 |
| | 3.31 | 全市域で行政による古紙等回収事業が廃止となる 由比地区を除く清水区で行政による白色トレイ回収事業が廃止となる 蒲原地区及び由比地区を除く清水区で行政による紙パック回収事業が廃止となる |
| 4.1 | 財団法人静岡市清掃公社が一般財団法人静岡市環境公社となる | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 平成 26 | 10.10 | 「大規模災害時における避難所の仮設トイレのし尿等の収集運搬に関する協定」を締結（し尿収集運搬業者 12 社） |
| | 10.31～11.1 | 「大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結（静岡一般廃棄物処理業協同組合、清水一般廃棄物処理業協同組合） |
| | 2.22 | 平成 25 年度大都市清掃事業協議会事業系一般廃棄物担当課長会議が本市で開催される |
| | 2.22～23 | 静岡市資源循環啓発施設条例施行に合わせ、沼上資源循環センター啓発施設の名称を沼上資源循環学習プラザに変更 西ケ谷資源循環体験プラザ開館 |
| | 4.1 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて、第 11 回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| 平成 27 | 4.1 | 事業系ごみ処理手数料改定（消費税率の変更による） 100 キロまで 1,080 円（以降、10 キロを増すごとに、108 円加算） 事業所用ごみ袋 大型ごみ（45L）2,050 円（10 枚） 小型ごみ（20L） 920 円（10 枚） し尿くみ取り料金改定（消費税率の変更による） 定額制 月一人 1,045 円（うち市負担金 445 円） 従量制 1 ゲージ 445 円（うち市負担金 180 円） 機構改正 廃棄物対策部 <ul style="list-style-type: none"> — ごみ減量推進課 — 総務係、ごみ減量・リサイクル推進係 清掃施設建設室 — 廃棄物対策課 — 一般廃棄物係、産業廃棄物係 適正処理推進係 — 収集業務課 — 管理係、適正排出推進係 西ケ谷収集センター、沼上収集センター 清水収集センター — 廃棄物処理課 — 管理係、施設整備係、施設環境保全係 西ケ谷清掃工場、沼上清掃工場 静岡衛生センター、沼上最終処分場 清水衛生センター |
| | 7.1～14 | 清水区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 25 台分（清水 A 地区 10 台、清水 B 地区 10 台、清水区 C 地区 5 台）に拡大し、清水区全域委託化が完了 |
| | 10. | 駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託台数を 26 台分から 25 台分に削減（委託エリア変更なし） |
| | 10.11 | し尿くみ取り世帯実態調査の実施 |
| | 2.21 | 使用済小型家電の試行回収を実施（直接回収 3 か所、ボックス回収 4 か所） |
| 3. | 青葉シンボルロードにおいて、第12回静岡市ごみリサイクル展が開催される | |
| | 2.21 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて、オープン 1 周年記念イベントが開催される |
| | 3. | 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定 |

| | | |
|-------|------------|---|
| 平成 27 | 4.1 | <p>機構改正</p> <ul style="list-style-type: none"> — ごみ減量推進課 — 総務係、ごみ減量・リサイクル推進係 清掃施設建設室 — 廃棄物対策課 — 許可審査係、浄化槽推進係 適正処理推進係 — 収集業務課 — 管理係、適正排出推進係 西ケ谷収集センター、沼上収集センター 清水収集センター — 廃棄物処理課 — 管理係、施設整備係、施設環境保全係 西ケ谷清掃工場、沼上清掃工場 静岡衛生センター、沼上最終処分場 清水衛生センター <p>編入前の蒲原町及び由比町の区域にある市街化区域を浄化槽設置整備事業の重点区域とし、20万円の補助金を上乗せする</p> <p>使用済小型家電の回収を開始（直接回収3か所、ボックス回収14か所）</p> <p>駿河区可燃ごみ収集運搬業務の委託台数を25台分から24台分に削減（委託エリア変更なし）</p> |
| 平成 28 | 10.3 | アピタ静岡店において、第13回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 2.28 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて、4R体験フェアが開催される |
| | 3. | ごみの出し方・分別ガイドブック音声版(デジCD)の作成及び配布を開始(安倍6地区を除く) |
| | 4.1 | エアゾール缶の排出方法について、穴開け不要に変更 蛍光灯の排出方法について、他の不燃・粗大ごみと区別して排出するよう変更 |
| 平成 29 | 5.9 | 熊本地震災害廃棄物処理の支援のため熊本市に全3班からなる支援隊を段階的に派遣（6月1日まで） |
| | 7.1 | 使用済小型家電の回収拠点を54か所に拡大（各生涯学習施設に回収ボックス設置） |
| | 10.15～16 | アピタ静岡店において、第14回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 2. | 沼上清掃工場灰溶融施設の稼働を停止し、西ケ谷清掃工場での沼上清掃工場焼却灰の溶融処理を開始 |
| | 2.18 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて、4R体験フェアが開催される |
| | 4.1 | 葵区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを4台分から9台分に拡大 ペットボトルの排出方法について、キャップとラベルを取り外してから排出するよう変更 資源循環啓発施設を指定管理に移行 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の一部改正（補助率、限度額を変更） |
| | 7.1～14 | し尿くみ取り世帯実態調査の実施 |
| 平成 30 | 7.28 | 食品ロス削減への取り組み開始 30・10運動をスタート |
| | 10.14～15 | アピタ静岡店において、第15回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 12.14～1.31 | パルシェにおいて、冬のおいしいもの食べきりキャンペーンを共同開催 |
| | 3.27 | 西ケ谷清掃工場の溶融スラグが、日本で初めて一般廃棄物由来の肥料として農林水産省より仮登録される |
| | 2.18 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて、4R体験フェアが開催される |
| | 3. | ごみの出し方・分別ガイドブックを保存版に変更、配布開始 |

| | | |
|-------|----------|--|
| | 3.31 | 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付事業の廃止 |
| | 4.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月一人 1,155 円(うち市負担 535 円) 従量制 1 ゲージ 495 円(うち市負担 220 円) |
| | 6.7～2.17 | 静岡県環境大学のリニューアル (カリキュラムの大幅改定) |
| | 8.13 | 西日本豪雨災害廃棄物処理の支援のため広島県安芸郡坂町に全 3 班からなる支援隊を段階的に派遣 (8 月 31 日まで) |
| | 9.14 | 廃棄物監視パトロール車を更新 |
| | 10.7～8 | エスパルスドリームプラザ、ベイドリーム清水にて紙ストローお試しの日 in 清水が開催される |
| | 10.13～14 | アピタ静岡店において、第 16 回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| 平成 31 | 1.4 | 清掃工場等における午前の受入時間を「11 時 30 分まで」から「12 時まで」に延長 (3 月末まで試行期間として実施) |
| | 1.6 | 「～SDG s ウィーク企画～海洋ごみ問題を知ろう」が開催される |
| | 1.12～13 | セノバ等市内商業施設にて「紙ストローお試し体験」が開催される |
| | 1.12 | MARK IS 静岡にて「海のスクラッチアート体験」が開催される |
| | 2.17 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて 4 R 体験フェアが開催される |
| | 3. | 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定 |
| | 3.8 | 西ケ谷清掃工場の熔融スラグで製造された農業用肥料の販売が開始される |
| | 3.25 | 沼上資源循環センター不燃・粗大ごみピットから火災発生 ごみクレーン設備等が損傷した |
| | 4.1 | 清掃工場等における午前の受入時間を「11 時 30 分まで」から「12 時まで」に改定 |
| | | 葵区可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを 9 台分から 16 台分に拡大 ごみ分別アプリ「ごみナビ」の運用開始 |
| | | 使用済小型家電の回収品目を特定対象品目のみに変更 (28 品目→16 品目) |
| 令和元 | 6.29～30 | エスパルスドリームプラザにて「海のピンチを救おう！～みんなで考える使い捨てプラスチック～」が開催される |
| | 10.1 | 事業系ごみ処理手数料改定 (消費税率の変更による) 100 キロまで 1,100 円 (以降、10 キロを増すごとに、110 円加算) 事業所用ごみ袋 大型ごみ (45L) 2,080 円 (10 枚) 小型ごみ (20L) 930 円 (10 枚) |
| | | し尿くみ取り料金改定 (消費税率の変更による) 定額制 月一人 1,165 円 (うち市負担 535 円) 従量制 1 ゲージ 500 円 (うち市負担 220 円) |
| | 10.17 | 沼上清掃工場基幹的設備改良工事の工事請負契約締結 |
| | 10.19～20 | アピタ静岡店において、第 17 回静岡市ごみリサイクル展が開催される |
| | 10.21 | 台風 19 号災害廃棄物処理の支援のため栃木県佐野市に全 2 班からなる支援隊を段階的に派遣 (11 月 4 日まで) |
| | 12.2 | 充電式電池の取り外しが困難な電化製品の排出方法について、他の不燃・粗大ごみと区別して排出するよう変更し受付開始 |
| 令和 2 | 2.16 | 西ケ谷資源循環体験プラザにおいて 4 R 体験フェアが開催される |

| | | |
|------|-----------|---|
| 令和 3 | 4.1 | 浄化槽設置整備事業の補助対象範囲を宅内配管工事費まで拡大する（上限 30 万円） |
| | 4.18～5.31 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、全国を対象とした緊急事態宣言が発令されたことに伴い、沼上資源循環学習プラザ、西ヶ谷資源循環体験プラザを休館 |
| | 7.1～14 | し尿くみ取り世帯実態調査の実施 |
| | 10. | 沼上清掃工場基幹的設備改良工事の着工 |
| | 4.1 | 沼上清掃工場における持込みごみの受取業務を委託化 し尿くみ取り料金改定 定額制 月一人 1,275 円（うち市負担 635 円） 従量制 1 ゲージ 545 円（うち市負担 260 円） 浄化槽設置整備事業の補助対象範囲から浄化槽の新設を対象外とする。 可燃ごみ収集運搬業務を市内全域で完全委託化 |
| 令和 4 | 10.26 | 食品関連事業者で発生する食品ロスの削減等を目指し、静岡市とソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」を運営する株式会社クラダシが連携協定を締結 |
| | 3. | 「静岡市災害廃棄物処理計画」の改定 |
| | 3.25 | 西ヶ谷清掃工場の熔融スラグが、日本で初めて一般廃棄物由来の肥料として農林水産省より登録される |
| 令和 5 | 4.1 | 一般家庭からの搬入ごみのセルフ分別方式を導入 西ヶ谷収集センターを廃止し、沼上収集センターと統合 |
| | 9.23～ | 台風第 15 号による被害を受け、災害廃棄物が発生 市内 3 箇所にて大型仮置場を設置し、災害廃棄物処理を実施した |
| | 3. | 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定 |
| | 4.1 | 沼上資源循環センターにおける不燃・粗大ごみ処理業務を委託化 不燃・粗大ごみ戸別収集運搬業務を一部委託化（葵区の一部、駿河区の一部） |
| | 7.3～14 | し尿くみ取り世帯実態調査の実施 |

2 旧静岡市

| 年 | 月 日 | 事 項 |
|-------|-------|--|
| 明治 33 | 4.1 | 汚物掃除法施行 ごみ埋立 現在の田町六・七丁目 ごみ焼却 安倍川露天焼却 |
| 昭和 3 | 1. | ごみ埋立開始 麻機沼 約 15,000 坪 |
| 昭和 27 | 4. | ごみ埋立開始 小鹿池 約 4,000 坪 |
| | 11. | 東新田ごみ焼却炉着工 |
| 昭和 28 | 8.17 | 東新田ごみ焼却炉完成 能力 56t/日 |
| | 10. | ごみ埋立廃止 |
| 昭和 29 | 7.1 | 清掃法施行 |
| | 8.1 | し尿取扱業者 21 社許可 トラック 2 台、三輪 14 台、リヤカー 37 台、従業員 80 人 |
| 昭和 30 | 6.22 | 民生部一厚生課一清掃係 職員 35 人 |
| 昭和 31 | | し尿処理のため中島地先民地借地 し尿投入 |
| 昭和 32 | 7.15 | し尿くみ取車、桶車、リヤカーをバキューム車に更新 |
| | 9.1 | 衛生社 19 社を 4 社に統合 東西 2 地区に配分 |
| 昭和 33 | 4. | し尿、市街地周辺の貯留槽で処理、月処理 6,776 石 |
| | 7.15 | 民生部一市民課一清掃係 職員 27 人 臨時 83 人 |
| 昭和 34 | 10.27 | 機構改革 1 課 3 係 166 人 衛生部一清掃課一管理係、清掃第 1 係、清掃第 2 係 し尿処理地借用（下川原地先 1,360 坪） し尿投入開始 |
| 昭和 35 | 2. | し尿処理計画策定 34 年 251,000 人 251 kℓ 43 年 228,000 人 228 kℓ （水洗化により減少見込みで策定） |
| | 2.18 | ごみ埋立地買収 西ケ谷 3,830 坪 ごみ埋立再開 |
| | 4. | し尿処理 日量 100 kℓ 高松下水処理場投入申請 衛生業者合同分散し 11 社となる |
| | 9. | コンポスト施設用地買収 吉津 2,628 坪 |
| | 12.20 | コンポスト施設建設着工 ごみ特装車 3 台購入 清掃車両 15 台 収集世帯 38,000 世帯 |
| 昭和 36 | 2.1 | ごみ埋立用地買収（増設）西ケ谷 316 坪 |
| | 4.28 | し尿処理用地として下川原地先河川敷占用許可 813 坪 |
| | 6.1 | し尿くみ取り料金改定 18L 20 円 |
| | 8. | 下川原素堀し尿投入継続使用 地元反対運動始まる |
| | 9.2 | 吉津し尿消化槽着工 清掃車両 23 台（うち特装車 11 台） 収集世帯 32,000 世帯 |
| 昭和 37 | 3. | し尿取扱業者市内 3 地区に配分許可 東部 5 業者、西部 4 業者、南部 2 業者 |
| | 3.31 | コンポスト完成 ごみ処理能力 50t/日 堆肥生産 15t/日 |
| | 5.15 | し尿料金改定 一般 18L 25 円 大口 18L 20 円以内 |
| | 6.30 | コンポスト販売について農協で受入協議会を組織する |
| | 11.2 | ごみ埋立用地買収（増設）西ケ谷 2,899 坪 |
| | 11.6 | 下川原し尿処理用地買収 1,647 坪 |
| 昭和 38 | 3.31 | 吉津し尿消化槽完成 処理能力 50 kℓ/日 |
| | 5. | 下川原素堀決壊 被害補償 |

| | | |
|-------|------------------------------------|---|
| 昭和 39 | 9. | 吉津し尿消化槽投入開始 |
| | 8.15 | 機構整備 1課4係 166人 衛生部一清掃課一庶務係、施設係、清掃第1係、清掃第2係 |
| | 9.26 | ごみ大口手数料 改定 |
| | 9.26 | サンダル組合より焼却炉寄付 |
| | 10.1 | 一般家庭ごみ手数料 廃止 |
| | 11.12 | 市とサンダル組合、サンダル焼却炉無償譲与契約 |
| | 12. | 清掃車両 34台 (うち特装車 20台) 一部定時収集切替え 収集世帯 55,074世帯 |
| | 1. | コンポスト受入協議会解散 |
| | 1. | コンポスト販売直営で行う |
| | 1.13 | し尿料金改定について、県清協より市長会へ陳情書提出 |
| | 1. | 東新田清掃センター管理棟 車庫一部完成 |
| | 3.13 | 市長会、県内し尿料金の基準を決める。18L:28円、大口 18L:22円～29円 |
| | 6. | ごみ埋立用地買収 (増設) 西ヶ谷 2,217坪 |
| | 8.1 | し尿料金改定 一般 18ℓ 28円、大口 18L:23円以内、特殊 18L:30円 |
| | 昭和 40 | 10. |
| 11. | | 西ヶ谷ごみ埋立地火災続出 39.11～40.3 10数回 |
| 11.16 | | 東新田清掃センター車庫増設完成 収容能力 45台 |
| 12. | | ごみ埋立用地買収 (増設) 西ヶ谷 443坪 |
| 2. | | 清掃車両 42台 (うち特装車 28台) 収集世帯 63,000世帯、特装車に切替終了 |
| 2.9 | | 東部処理場建設反対期成同盟会発足陳情 |
| 2. | | 東部処理場建設用地買収 |
| 3.31 | | 吉津し尿放流管完成 |
| 3.31 | | 春日町犬焼却炉完成 |
| 4. | | ごみ箱収集解消、全地区定時収集 |
| 4.20 | | 全国都市清掃会議北陸東海地区総会開催 |
| 4. | | ごみ埋立地買収 (増設) 西ヶ谷 206坪 |
| 10.24 | | 東新田清掃センター管理棟増設完成 |
| 11. | | 焼却炉建設用地買収 西ヶ谷 2,596坪 |
| 昭和 41 | | 12.8 |
| | 12. | ごみ埋立用地借用 (40.12～41.7) |
| | 1.17 | 焼却炉建設について、西ヶ谷 270坪 |
| | 3. | ごみ埋立地買収 (増設) 西ヶ谷町内会全面協力確約 |
| | 3.10 | し尿くみ取りについて、地区修正請願提出 |
| | 4. | し尿素堀用地、借地買収 下川原 1,360坪 |
| | 4. | 清掃車両 49台 (うち特装車 35台) 収集世帯 69,000世帯 |
| | 5.28 | し尿処理について、市議会、公社、定額制を決議 |
| | 5. | 地区修正の請願取り下げ |
| | 10. | ごみ埋立地買収 (増設) 西ヶ谷 314坪 |
| 10. | 第1回清掃施設技術管理者の講習会参加 し尿関係 2人、ごみ関係 3人 | |
| 12. | ごみ埋立地借用、中ノ郷 1,700坪 (41.12～42.7) | |
| 12.20 | 西ヶ谷清掃工場建設着工 | |

| | | |
|-------|--------------------------|--|
| 昭和 42 | 2. | 西ヶ谷清掃センター建設用地買収 西ヶ谷 1,591 坪 |
| | 3. | ごみ埋立用地買収 (増設) 西ヶ谷 130 坪 |
| | 3. | 清掃車 48 台 (うち特装車 35 台) 収集世帯 74,000 世帯 |
| | 3.31 | 東部処理場完成 処理能力 200 kl/日 |
| | 5. | 定額制基準のため、し尿処理実態調査実施 |
| | 7.15 | 機構整備 1 課 5 係 216 人 衛生部—清掃課—管理係、清掃第 1 係、清掃第 2 係、吉津清掃工場、東部処理場 |
| | 7.31 | し尿取扱業者西部 4 業者廃業 |
| | 8.1 | 静岡市清掃公社発足 |
| | 8.7 | 財団法人静岡市清掃公社設立認可 |
| | 9. | 富厚里埋立地 (2,995 坪) 買収 10 月 1 日より埋立実施 |
| | 9.30 | 西ヶ谷埋立地廃止 |
| | 10.1 | し尿料金改定 定額制実施 定額制 人头割 1 人 1 か月 75 円 基本料 20 円または 40 円 回数制 2 回目から 1 回につき 100 円 従量制 18L につき 35 円 基本料 40 円 |
| 昭和 43 | 10. | 東部処理場運転開始 ごみ埋立用地買収 吉津 4,425 坪 産業廃棄物の処理方針決まる (原則として企業責任) |
| | 11. | ごみ埋立民地借用 高松 700 坪 (42.11~43.1) |
| | 11.20 | 東新田清掃センターへ自動車整備士配置 |
| | 12.2 | 清掃技術管理者の配置 し尿関係 2 人 ごみ関係 3 人 |
| | 3.8 | 特殊焼却炉建設着工 |
| | 3. | 清掃車輛 51 台 (うち特装車 37 台) 収集世帯 80,000 世帯 |
| | 4.1 | 機構整備 1 課 6 係 254 人 衛生部—清掃課—管理係、清掃第 1 係、清掃第 2 係、 吉津清掃工場、東部処理場、西ヶ谷清掃工場 |
| | 4.7 | 西ヶ谷清掃工場試運転開始 |
| | 4. | 東部処理場過剰投入のため、消化剤 (クリーンチーム) 使用開始 |
| | 5.2 | 吉津し尿処理場過剰投入のため、消化剤 (シュートン G) 使用開始 |
| | 5.27 | 西ヶ谷清掃工場完成 処理能力 300t/日 |
| | 6. | ごみ埋立開始 (市有地麻機名召 10,000 坪) 日量 不燃物 60t (民間持込 30t) |
| 7.15 | 西ヶ谷清掃工場 3 直 (24 時間) 運転開始 | |
| 7.31 | 吉津コンポスト運転閉鎖 | |
| 10.24 | し尿最高処理量 480.6 kl/日 | |
| 昭和 44 | 1.15 | 東部処理場第 2 消化そう引抜パイプ折損、し尿 2 日間投入中止 |
| | 3.15 | 特定汚物処分手数料決まる (静岡市清掃条例の一部改正) |
| | 3. | 清掃車輛 56 台 (うち特装車 38 台) 収集世帯 84,000 世帯 |
| | 3.17 | 特殊焼却炉完成式挙行 20t/日 |
| | 3.31 | 西ヶ谷清掃センター完成 |
| | 4.1 | 清掃車輛 58 台 (うち特装車 36 台) 収集世帯 90,000 世帯 |

| | | |
|-------|---------|---|
| | 4.2 | <p>機構整備</p> <p>衛生部－清掃課－管理係 清掃第1係（東新田清掃センター・西ケ谷清掃センター） 清掃第2係 西ケ谷清掃工場（東新田焼却炉） 吉津清掃工場（特殊焼却炉・埋立地） 東部処理場</p> |
| | 5.29～30 | 全国都市清掃会議理事会及び総会が本市で開催 |
| | 12.27 | 安倍川臨時ごみ焼却場開設 受入台数 676 台、606t |
| 昭和 45 | 2. | 下川原素堀汚泥撤去工事着工 約 15,000 m ² 完成 11 月 30 日 |
| | 8.1 | 東部処理場余剰汚泥脱水装置新設工事着工 完成 11 月 30 日 |
| | 8.29 | 東部処理場曝気そう増設工事着工 完成 11 月 30 日 |
| | 10. | 井川地区へ簡易焼却炉 2 基設置 |
| | 12.1 | し尿取扱業者東部衛生社を買収 |
| | 12.27 | 安倍川臨時ごみ焼却場開設 |
| 昭和 46 | 1.16 | 下川原素堀跡地にし尿処理場建設着工 湿式酸化処理方式 300kl/24h |
| | 6.1 | <p>機構改革 衛生部から清掃課が独立し、清掃部となる。</p> <p>衛生部 <ul style="list-style-type: none"> ├─ 清掃管理課 ─ 管理係、指導係 ├─ 業務課 ─ 収集第1係、収集第2係 └─ 施設課 ─ 施設係、吉津清掃工場 西ケ谷清掃工場、東部処理場 清水収集センター </p> |
| | 6.1 | 浄化槽維持管理指導の分掌事務が保健所より移管 |
| | 9.24 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（清掃法全部改正）</p> <p>（昭和 45 年 12 月 25 日公布）</p> |
| | 11.1 | <p>し尿料金改定</p> <p>一般家庭（月 1 回くみ取りの一般家庭）</p> <p style="padding-left: 40px;">定額制 月 1 人 130 円・作業困難 月 1 人 150 円</p> <p style="padding-left: 40px;">事業所等 従量制 1 ゲージ 60 円・作業困難 1 ゲージ 70 円</p> |
| | 11. | 旧玉川村に簡易焼却炉設置 |
| | 12.25 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 |
| | 12.28 | 清掃対策審議会を設置 |
| 昭和 47 | 1.31 | 南部処理場竣工 |
| | 2.1 | <p>吉津し尿処理場休止</p> <p>し尿処理実態調査実施</p> |
| | 3. | 清掃対策審議会初会合 |
| | 3.29 | 新焼却場建設用地買収（21,436 m ² ） |
| | 12.1 | 沼上清掃工場着工 |
| 昭和 48 | 3.31 | 東新田清掃センター管理棟増改築工事完成 |
| | 6.1 | 業務課へ業務係の新設 |
| | 12.10 | 南部処理場の酸化ガス処理施設完成 |
| | 12.15 | 東部処理場の汚泥焼却炉完成 |
| 昭和 49 | 1.22 | し尿くみ取り料金改定について清掃対策審議会に諮問 |
| | 3.13 | 〃 |
| | 4.1 | が答申 |
| | 4.1 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則の一部改正 |

| | | |
|-------|----------|--|
| 昭和 50 | 4.5 | 西ヶ谷清掃工場の電気集じん機設備完成 |
| | 5.1 | し尿くみ取り料金改定 |
| | 7.7 | 災害発生 ごみ処理量約 62,000t |
| | 3.31 | 沼上清掃工場竣工 (340t/24h 連続燃焼式機械炉) 東新田焼却場閉鎖、名召埋立処分地埋立終了廃止 |
| 昭和 51 | 4.1 | 諏訪地区 三請埋立処分地 埋立開始 井川地区 埋立処分地 埋立開始 |
| | 6.16 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則の一部改正 |
| 昭和 52 | 3.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 270 円 (うち市負担 45 円) 従量制 1 ゲージ 110 円 (うち市負担 15 円) |
| | 3.1 | 機構改革 清掃部 <ul style="list-style-type: none"> ├ 清掃管理課 — 管理係、指導第 1 係、指導第 2 係 ├ 業務課 — 業務係、収集第 1 係、収集第 2 係 収集第 3 係 └ 施設課 — 施設係、沼上清掃工場 (管理係・技術係) 西ヶ谷清掃工場、東部処理場 南部処理場 |
| 昭和 53 | 11.22 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| | 3.31 | 西ヶ谷清掃工場へ破砕機 (10t/5h) 簡易焼却炉 (900kg/5h) を増設 |
| | 4.1 | 総埋立用地 70,804 m ² (諏訪地区ほか 1 か所) |
| 昭和 54 | 8.10 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正 |
| | 4.1 | 旧安倍六村地区可燃ごみ委託収集開始 |
| | 4.26 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 昭和 55 | 10.16 | 全国都市清掃会議 北陸・東海地区協議会秋季幹事会が本市で開催 |
| | 3.10 | 西ヶ谷清掃工場閉鎖 |
| | 4.1 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 昭和 56 | | ごみ処理手数料 指定容器 28 円 手数料 30 円 値上率 50% 自己搬入料金 最大積載量 1 t 車 1,500 円 値上率 50% |
| | 5.11 | 海岸の一斉清掃 約 4,500 人参加 |
| | 10.~3. | 静岡市環境美化運動 32 小学校区で実施 |
| | 12.13 | 西ヶ谷清掃工場起工式 |
| | 1.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 340 円 (うち市負担 45 円) 従量制 1 ゲージ 140 円 (うち市負担 15 円) |
| | 1.12~ 21 | し尿処理実態調査 |
| 昭和 57 | 11.25~26 | 静岡市ごみ展 (産業会館) 入場者数 6,875 人 |
| | 4.1 | 新生衛生社を公社に吸収合併 |
| | 5.30 | 「環境美化運動の日」事業 (530 の日) 開始 |
| 昭和 58 | 7.9 | 西ヶ谷清掃工場火入式 |
| | 8.2 | 梅ヶ島地区 埋立処分地廃止 (台風 10 号により流出) |
| | 8.13~15 | 静岡市ごみ展 (静岡産業館) 入場者数 12,438 人 |
| | 3.1 | 新西ヶ谷清掃工場竣工 (200t/24h×2 基) ごみ発電装置 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------------|---|-----|---|-------|----|---|--|-----|----------|----|---|--|-----|---------|----|
| 昭和 59 | 4.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 380 円 (うち市負担 45 円) 従量制 1 ゲージ 160 円 (うち市負担 15 円) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5.18 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.6～11 | し尿くみ取り世帯実態調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.29～31 | 静岡市ごみ展 (静岡産業館) 入場者数 8,177 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1.23 | 県都市清掃協議会臨時総会開催 (乾電池の処理問題、現状と今後の対策) | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 60 | 3.31 | 井川地区 埋立処分地終了廃止 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4.1 | 使用済み乾電池の分別収集実施 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.1～8.31 | 巴川流域美化運動事業 (県、清水市、静岡市の統一運動) 開始 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8.10～12 | 静岡市ごみ展 (静岡産業館) 入場者数 7,992 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. | 静岡リサイクル事業 (協) 再生資源選別工場竣工 | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 61 | 4.1 | 「資源回収の日」スタート (市内 70%地区 420 町内会) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.24 | 使用済み乾電池の安全宣言 (生活環境審議会適正処理専門委員会) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8.2～4 | 静岡市ごみ展 東部公民館 (入場者数 1,145 人) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8.9～11 | 長田公民館 (" 1,154 人) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10.1 | 浄化槽法施行 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行 " 登録等に関する規則施行 (静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正) (" 規則の一部改正) | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 62 | 4.1 | 「資源回収の日」を全市域に拡大 (旧安倍六村地区を除く) 不燃・粗大ごみの月 2 回収集区域を月 1 回とする し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 420 円 (うち市負担 45 円) 従量制 1 ゲージ 180 円 (" 15 円) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.14 | 使用済乾電池の処分を野村興産 (株)イトムカ鉱業所に委託 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7.25～27 | 静岡市ごみ展 西部公民館 (入場者数 1,338 人) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8.1～3 | 北部公民館 (" 867 人) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4.1 | 機構改革 1 課・2 清掃事務所体制となる <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">清掃部</td> <td style="vertical-align: middle;">├──</td> <td style="vertical-align: middle;">清掃管理課</td> <td style="vertical-align: middle;">──</td> <td style="vertical-align: middle;">清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、施設係 東部処理場、南部処理場</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">├──</td> <td style="vertical-align: middle;">西ヶ谷清掃事務所</td> <td style="vertical-align: middle;">──</td> <td style="vertical-align: middle;">管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">└──</td> <td style="vertical-align: middle;">沼上清掃事務所</td> <td style="vertical-align: middle;">──</td> <td style="vertical-align: middle;">管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 沼上清掃工場 (技術係)</td> </tr> </table> | 清掃部 | ├── | 清掃管理課 | ── | 清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、施設係 東部処理場、南部処理場 | | ├── | 西ヶ谷清掃事務所 | ── | 管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係) | | └── | 沼上清掃事務所 | ── |
| 清掃部 | ├── | 清掃管理課 | ── | 清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、施設係 東部処理場、南部処理場 | | | | | | | | | | | | |
| | ├── | 西ヶ谷清掃事務所 | ── | 管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係) | | | | | | | | | | | | |
| | └── | 沼上清掃事務所 | ── | 管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 沼上清掃工場 (技術係) | | | | | | | | | | | | |
| 7.1～6 | し尿くみ取り世帯実態調査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.31～8.2 | 静岡市ごみ展 東部公民館 (入場者数 1,291 人) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.7～9 | 南部公民館 (入場者数 1,055 人) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.4 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10.12 | 沼上最終処分場建設着手 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 63 | 7.29～31 | 静岡市ごみ展 北部公民館 (入場者数 1,122 人) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------|---|---|
| 平成元 | 8.5~7 | 長田公民館 (" 1,020 人) |
| | 11.1 | 西又、小布杉地区可燃ごみ委託収集開始 |
| | 2.1 | 可燃ごみの区域収集を始める (旧安倍六村地区を除く) |
| | 4.1 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 (一般廃棄物取扱手数料及びし尿くみ取り料金に消費税を導入する) 合併処理浄化槽設置整備事業を開始する |
| 平成 2 | 8.4~6 | 静岡市ごみ展 西武百貨店静岡店 (入場者数 4,242 人) |
| | 1.10 | 使用済乾電池の処分を野村興産 (株)イトムカ鉱業所に委託 |
| | 3.12 | 業務縮小に伴う転廃交付金 (補償) 請求事件が提訴される |
| | 3.29 | 沼上最終処分場の落成式 |
| | 4.1 | 機構改革 2 課・2 清掃事務所体制となる <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">清掃部</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃管理課</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃施設課</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">西ヶ谷清掃事務所</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">沼上清掃事務所</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、建設係、最終処分場 東部処理場、南部処理場</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係)</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 沼上清掃工場 (技術係)</div> </div> |
| | 4.1 | 静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 ごみ処理手数料 指定容器 30 円、手数料 60 円 自己搬入料金 乾電池 10kg につき 510 円 乾電池以外 最大積算量 1 t 車 3,090 円 |
| 4.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 480 円 (うち市負担 60 円) 従量制 1 ゲージ 205 円 (" 20 円) | |
| 4.1 | 古紙等資源回収活動報奨金交付事業を始める(回収量 1kg につき 2 円交付) | |
| 平成 3 | 7.2~7 | し尿くみ取り世帯実態調査 |
| | 7.20~25 | 静岡市ごみリサイクル展 西武百貨店静岡店 (入場者数 7,624 人) |
| | 3. | 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の策定 |
| | 4.1 | 機構改革 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">清掃部</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃管理課</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃施設課</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">西ヶ谷清掃事務所</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">沼上清掃事務所</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、産業廃棄物係</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、最終処分場 清掃工場建設室 東部処理場、南部処理場</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係)</div> <div style="margin-right: 10px;">├──</div> <div style="margin-right: 10px;">管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 沼上清掃工場 (技術係)</div> </div> |
| | 7.26~28 | 青葉シンボルロード周辺のごみ早期収集を開始 古紙等資源回収活動報奨金額を変更(回収量 1kg につき 3 円交付) |
| | 10.5 | 静岡市ごみリサイクル展 青葉イベント広場 (入場者数 6,812 人) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律大幅改正 (平成 4 年 7 月施行) |

| | | | |
|----------|----------|---|---|
| 平成 4 | 3.19 | 新沼上清掃工場安全祈願祭 | |
| | 3. | 「産業廃棄物処理対策基本計画」の策定 | |
| | 7.26～28 | コンポスト容器購入費補助事業を実施 空き缶回収機を市内3公民館（中央、東部、南部）に設置 | |
| | 8.1 | 静岡市産業廃棄物適正処理指導要綱施行 | |
| | 8.25 | 全国都市清掃会議北陸東海地区廃棄物処理実務研修会本市開催 | |
| | 11.21～23 | 静岡市ごみリサイクル展 青葉イベント広場（入場者数 6,870人） | |
| | 平成 5 | 4.1 | 機構改革 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>清掃部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 清掃管理課 — 清掃施設課 — 西ヶ谷清掃事務所 — 沼上清掃事務所 </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> — 清掃総務係、指導第1係 指導第2係、産業廃棄物係 — 管理係、最終処分場 清掃工場建設室 東部処理場、南部処理場 — 管理係、西ヶ谷清掃センター （減量推進係・収集係） 西ヶ谷清掃工場（技術係） — 管理係、沼上清掃センター （減量推進係・収集係） 沼上清掃工場（技術係） </div> </div> |
| | | 4.1 | 「静岡市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例」に全部改正施行 |
| | | 4.1 | びん・缶類集団資源回収事業を補助金方式から委託方式に切り換える |
| | | 6. | 空き缶回収機を北部公民館に設置 |
| 7.1～7 | | し尿くみ取り世帯実態調査 | |
| 10.1 | | 事業系一般廃棄物処理の全部有料化を実施 市役所等6か所で販売 指定容器 1袋（45L）160円（手数料140円、袋代20円） | |
| 10.29～31 | | 静岡市ごみリサイクル展 青葉イベント広場（入場者数 5,410人） | |
| 11.8 | | モデル地区を定め廃棄物減量等推進員を委嘱（71人） | |
| 平成 6 | | 4.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月1人 570円（うち市負担100円） 従量制 1ゲージ 240円（ " 35円） |
| | | 4.1 | 指定容器販売所 東部、西部、北部公民館を加え9か所で販売 古紙等資源回収活動報奨金額を変更（回収量1kgにつき9円交付） |
| | 4.25 | 廃棄物監視機動班設置 | |
| | 7.1 | 静岡市産業廃棄物関係事務取扱要綱施行 | |
| | 7. | 空き缶回収機を長田、藁科公民館に設置 | |
| | 9. | 〃 西部公民館に設置 | |
| | 9.23～25 | 静岡市ごみリサイクル展 青葉イベント広場（入場者数 8,823人） | |

| | | | |
|------|-----|---|--|
| 平成 7 | 4.1 | 機構改革 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃部 <ul style="list-style-type: none"> — 清掃管理課 — 清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、産業廃棄物係 — 清掃施設課 — 管理係、施設環境保全係 最終処分場、清掃工場建設室 東部処理場、南部処理場 — 西ケ谷清掃事務所 — 管理係、西ケ谷清掃センター (減量推進係・収集係) 西ケ谷清掃工場 (技術係) — 沼上清掃事務所 — 管理係、沼上清掃センター (減量推進係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係) |
| | | 4.1 | 冷蔵庫・クーラーからのフロンガスの回収を始める |
| | | 4.24 | 廃棄物減量等推進員を委嘱 (計 157 人) |
| | | 5.24～26 | (社) 全国都市清掃会議総会が本市で開催される |
| | | 6.1 | 小型指定容器を追加 1 袋 (20ℓ) 75 円 (手数料 60 円、袋代 15 円) |
| | | 7.21 | 新沼上清掃工場落成式 |
| | | 8.1 | 指定容器販売所 大里公民館を加え 10 か所で販売 |
| 平成 8 | 4.1 | 静岡市ごみリサイクル展 (消費生活展と同時開催) 青葉イベント広場 (入場者数 13,818 人) | |
| | | 機構改革 | |
| | | 生活環境部 (清掃部門抜粋) | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> — 清掃管理課 — 清掃総務係、指導第 1 係 指導第 2 係、産業廃棄物係 — 清掃施設課 — 管理係、施設環境保全係 最終処分場、余熱施設建設室 東部処理場、南部処理場 — 西ケ谷清掃事務所 — 管理係、西ケ谷清掃センター (減量推進係・収集係) 西ケ谷清掃工場 (技術係) — 沼上清掃事務所 — 管理係、沼上清掃センター (減量推進係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係) | |
| | | 6.4 | 指定容器販売所 西奈公民館を加え 11 か所で販売 |
| 平成 9 | 4.1 | 7.1～6 | し尿くみ取り世帯実態調査 |
| | | 9.21～23 | 静岡市ごみリサイクル展 (消費生活展と同時開催) 青葉イベント広場 (入場者数 2,163 人) |
| | | 11.1 | 指定容器販売所 市農協麻機支所を廃止し中央公民館を加える |
| 平成 9 | 4.1 | 機構改革 | |
| | | 生活環境部 (清掃部門抜粋) | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> — 清掃管理課 — 企画係、リサイクル推進係 一般廃棄物係、産業廃棄物係 — 清掃施設課 — 管理係、施設環境保全係 最終処分場、余熱施設建設室 東部処理場、南部処理場 — 西ケ谷清掃事務所 — 管理係、西ケ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ケ谷清掃工場 (技術係) — 沼上清掃事務所 — 管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係) | |
| | | 6.4 | 指定容器販売所 西奈公民館を加え 11 か所で販売 |
| | | 7.1～6 | し尿くみ取り世帯実態調査 |

| | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|-------|---------------------------------|-------|--|----------|---|---------|--|
| 平成 10 | 4.1 | し尿くみ取り料金改定 定額制 月 1 人 670 円 (うち市負担 155 円) 従量制 1 ゲージ 285 円 (" 60 円) | | | | | | | | |
| | 4.1 | 容器包装リサイクル法の施行に伴い、拠点回収方式により、ペットボトルの回収を始める 古紙等資源回収活動報奨金額を変更(回収量 1 kgにつき 5 円交付) | | | | | | | | |
| | 4.23 | 廃棄物減量等推進員を委嘱 (計 295 人) | | | | | | | | |
| | 6.18 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律大幅改正 (平成 9 年 12 月施行、一部平成 10 年 6 月、12 月施行) | | | | | | | | |
| | 7. | 「一般廃棄物処理基本計画 (改定)」及び「産業廃棄物処理対策基本計画 (改定)」を策定 | | | | | | | | |
| | 10.18~19 | 静岡市ごみリサイクル展 (消費生活展、計量展と同時開催) 青葉イベント広場 (入場者数 9,500 人) | | | | | | | | |
| | 4.1 | 山間地域ごみ収集委託業務を拡充 (可燃ごみ週 1 回→週 2 回、不燃ごみ隔月 1 回→毎月 1 回) 葵区・駿河区の可燃ごみ直営収集業務の一部を委託により実施 (藁科北部地区他 2 地区) 直営収集業務の一部を委託により実施 (藁科北部地区他 2 地区の可燃ごみ) 電気式家庭用生ごみ処理機購入費補助事業を開始 | | | | | | | | |
| | 9.1 | 「静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議」を設置 | | | | | | | | |
| | 10.1 | 静岡市家庭用ごみ袋等の指定等に関する要綱施行 | | | | | | | | |
| | 11.7~8 | 静岡市ごみリサイクル展 (消費生活展、計量展と同時開催) 青葉イベント広場 (入場者数 6,800 人) | | | | | | | | |
| 平成 11 | 4.1 | 機構改革 生活環境部 (清掃部門抜粋) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">清掃管理課</td> <td style="padding-left: 10px;">— 企画係、リサイクル推進係 一般廃棄物係、産業廃棄物係</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">清掃施設課</td> <td style="padding-left: 10px;">— 管理係、施設整備係 施設環境保全課係、最終処分場 東部処理場、南部処理場</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">西ヶ谷清掃事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">— 管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">沼上清掃事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">— 管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係)</td> </tr> </table> | 清掃管理課 | — 企画係、リサイクル推進係 一般廃棄物係、産業廃棄物係 | 清掃施設課 | — 管理係、施設整備係 施設環境保全課係、最終処分場 東部処理場、南部処理場 | 西ヶ谷清掃事務所 | — 管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係) | 沼上清掃事務所 | — 管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係) |
| | 清掃管理課 | — 企画係、リサイクル推進係 一般廃棄物係、産業廃棄物係 | | | | | | | | |
| | 清掃施設課 | — 管理係、施設整備係 施設環境保全課係、最終処分場 東部処理場、南部処理場 | | | | | | | | |
| | 西ヶ谷清掃事務所 | — 管理係、西ヶ谷清掃センター (指導係・収集係) 西ヶ谷清掃工場 (技術係) | | | | | | | | |
| | 沼上清掃事務所 | — 管理係、沼上清掃センター (指導係・収集係) 新沼上清掃工場 (技術係) | | | | | | | | |
| 4.1 | 静岡市家庭用ごみ袋指定制度の本格実施 葵区・駿河区の可燃ごみ直営収集業務の一部を委託により実施 (長田地区) 直営収集業務の一部を委託により実施 (長田地区一部の可燃ごみ) 一般家庭から出る古紙類について新聞・折込み広告、雑誌・カタログ、段ボール及び紙パックの 4 分別回収を業者委託により実施 | | | | | | | | | |
| 4.1 | 古紙等資源回収活動交付金の交付を開始 | | | | | | | | | |
| 7. | 安倍六地区古紙・ペットボトルの拠点回収開始 | | | | | | | | | |
| 7.1~12 | し尿くみ取り世帯実態調査 | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|-----------|--|
| 平成 12 | 10.23～24 | 静岡市ごみリサイクル展（消費生活展、計量展と同時開催） 葵スクエア（入場者数 7,514 人） |
| | 4.1 | 機構改革 生活環境部（清掃部門抜粋） <ul style="list-style-type: none"> — 廃棄物対策課 — 総務係、リサイクル推進係、施設整備室 — 廃棄物指導課 — 一般廃棄物係、産業廃棄物係 — 収集業務課 — 管理係、排出指導係 西ヶ谷収集センター（収集係） 沼上収集センター（収集係） — 廃棄物処理課 — 施設管理係、施設環境保全係 最終処分場 西ヶ谷清掃工場（管理係・技術係） 新沼上清掃工場（管理係・技術係） 衛生センター（施設第 1 係・施設第 2 係） |
| | 4.1 | し尿くみ取り料金改定 <ul style="list-style-type: none"> 定額制 月 1 人 795 円（うち市負担 245 円） 従量制 1 ゲージ 340 円（ " 100 円） |
| | 4.1 | 葵区・駿河区の可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを一部拡大 古紙等集団資源回収活動奨励金について、回収回数に応じた定額料金(1 年度において実施月が 3 ヶ月以上の場合、それ以降月 1 回につき 2,000 円)の交付を開始 容器包装リサイクル法完全施行（その他紙、その他プラスチック実施見送り） |
| 平成 13 | 6. | 安倍六地区資源回収事業開始 |
| | 11.11～12 | 静岡市ごみリサイクル展（消費生活展、計量展と同時開催） 葵スクエア、新館 1 階、新沼上清掃工場（入場者数 9,603 人） |
| | 3.15 | 不燃・粗大ごみ戸別収集電話申し込み開始 |
| | 4.1 | 家電リサイクル法施行（対象品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機） 山間地等廃棄物不法投棄監視員の委嘱（15 地域 68 人） 葵区・駿河区の可燃ごみ収集運搬業務の委託エリアを一部拡大 |
| 平成 14 | 4.4 | 不燃・粗大ごみ戸別収集開始 |
| | 11.8～9 | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物関係部会第 23 回東海・北陸ブロック会議が本市で開催される。 |
| | 11.10～11 | 静岡市ごみリサイクル展(消費生活展、計量展と同時開催) 葵スクエア、新館 1 階、新沼上清掃工場（入場者数 6,991 人） |
| | 3.23～4.14 | 年度末及び年度始の引越ごみ排出に伴う土・日曜日の清掃工場開場試行 |
| | 4.1 | 西ヶ谷清掃工場破碎施設の休止 |
| | 4.1 | 長田地区可燃ごみ収集業務が全面委託となる |
| | 4.11 | ペットボトル収集業務を全面委託により実施 |
| 平成 15 | 7.1～7.12 | し尿くみ取り世帯実態調査 |
| | 10.9～10 | 全国浄化槽技術研究集会在本市で開催される |
| | 9.9 | 静岡市と清水市の廃置分合が総務省から告示される |
| | 11.9～10 | 静岡市ごみリサイクル展(消費生活展、計量展と同時開催) 葵スクエア、新館 1 階（入場者数 7,100 人） |
| | 3.31 | 空き缶回収機運営事業廃止 清水市との合併により静岡市が廃止 |

3 旧清水市

| 年 | 月 日 | 事 項 |
|-------|----------|---|
| 大正 13 | 2.11 | 清水市制施行（人口 43,295 人） |
| 昭和 25 | 8. | 川添町（現江尻台町）へ焼却能力 5 千貫（約 19t）を建設 |
| 昭和 36 | 9. | 焼却能力 75t/8h バッチ式固定炉を八坂町（現施設）へ建設 |
| 昭和 41 | 4. | ごみ箱からの収集をポリ容器へ変更 |
| | 11. | 焼却能力 25t/8h 機械式バッチ炉を増設 |
| 昭和 45 | 6. | 焼却能力 100t/8h 機械式バッチ炉を増設 |
| 昭和 46 | 4. | ビン・缶類の同時収集開始（月 1 回） |
| 昭和 47 | 4. | ごみ収集料金を無料化 |
| | 9. | ポリ容器から紙袋での収集へ変更 可燃ごみ収集の週 2 回実施 不燃ごみ、粗大ごみの分別収集実施（電化製品、家具等） |
| 昭和 48 | 5. | 20t/5h 缶類の圧縮施設を建設 不燃ごみ分別収集実施（月の前半ビン類、後半缶類） 資源の再利用及びごみの減量運動キャンペーンを実施 |
| 昭和 50 | 4. | ステーション方式の完全実施 粗大ごみ月 1 回収集実施 焼却能力 210t/24h を建設（105t/24h×2 基） |
| 昭和 51 | 9. | 清潔で住みよい街づくり運動を実施 （クリーンボックス、灰皿等設置） |
| 昭和 53 | 3. | 粗大ごみ処理施設新設（圧縮せん断） |
| 昭和 55 | 6. | 汚水処理施設を新設（処理能力 250 m ³ /24h） |
| 昭和 56 | 6. | 清水市ごみ減量市民運動推進協議会発足 （ビン・缶の再資源化運動実施） |
| 昭和 57 | 12. | ビン・缶の分別収集を全市域で実施 |
| 昭和 58 | 4. | ごみリサイクル展の開催 |
| 昭和 59 | 2. | ごみ教室開始 |
| | 4. | 有害ごみ分別収集開始（乾電池・体温計・温度計） |
| | 12. | ごみステーションコンテストの実施 |
| 昭和 60 | 4. | 有害ごみ分別収集開始（蛍光管） |
| 昭和 61 | 2. | 清掃資料館（ガボロジープロムナード）開館 |
| | 4. | 生ごみ堆肥化処理容器（コンポスト・ボカシ容器）等購入費助成事業開始 古紙類集団回収奨励事業開始(回収量 1 kg につき 5 円交付) |
| | 12. | 『緊急ごみ減量キャンペーン』を実施 |
| 昭和 61 | 12.~62.2 | 可燃ごみ約 800t 静岡市へ焼却委託 |
| 昭和 62 | 3. | 可燃ごみ 1,236t センター広場へ仮置き |
| | 6. | 可燃ごみ 1,571t 業者へ処理委託 |
| 昭和 63 | 3. | 可燃ごみ 2,455t 逢坂最終処分場へ仮置き |
| | 4. | 古紙類集団回収奨励金額を変更(回収量 1kg につき 3 円交付) |
| | 6. | 焼却能力 50t/16h 炉増設 |
| | 9. | 鉄類の委託処理開始（手選別） |

| | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 平成元 | 4. | 可燃ごみ 1,949t 業者へ業者処理 |
| | 6. | タイヤ処分委託開始 (244t) |
| 平成 3 | 8. | 貝島最終処分場埋立開始 |
| | 10. | 古紙類搬入事業所へ訪問指導開始 (24 事業所) |
| | 11. | 清掃資料館閉館 |
| 平成 4 | 3. | ごみ懇談会を開始 |
| | 3. | 牛乳パックを回収開始 |
| 平成 5 | 4. | 外国人向け“ごみとわたしたち”発行 |
| | 4. | 事業系可燃ごみの処分料金を 100kg ごとに 700 円に改定 |
| | | 事業系粗大・不燃ごみの持込を禁止 |
| | | 事業系ごみのステーションへの排出を完全禁止 |
| 平成 5 | 12.~6.1. | 11 自治会 (約 5,000 世帯) で指定ごみ袋を試行 |
| | | ごみ減量・美化推進指導員委嘱 (31 人) |
| 平成 6 | 3. | 電気集塵機の改修 |
| | 4. | トレイ・フロンの回収を開始 |
| | | 指定ごみ袋の実施 |
| | | ごみ減量・美化推進指導員委嘱 (496 人) |
| 平成 7 | 4. | 清水市生ごみ堆肥化処理容器等購入費助成要綱改正 |
| | | 清水市古紙類集団回収奨励金交付要綱改正 |
| | | 古紙類集団回収奨励金額を変更(回収量 1kg につき 4 円) |
| | | ビンの回収方法について、排出時に蓋をはずすよう変更 |
| | 10. | 第一回しみず生活環境フェア開催 |
| 平成 9 | 4. | ガラスビン (その他の色) の処理を財団法人容器包装リサイクル協会に委託 |
| 平成 10 | 4. | ペットボトルの回収を開始 |
| | | ごみ収集業務の一部 (約 20%) を業者委託 |
| 平成 11 | 10. | ダイオキシン対策改修工事に着手 |
| | 11. | 静岡市へ可燃ごみ焼却委託開始 |
| 平成 12 | 4. | 電気式家庭用生ごみ処理機購入費補助事業を開始 |
| | 9. | 静岡市へ可燃ごみ焼却委託終了 |
| | 12. | ダイオキシン対策改修工事完了 |
| 平成 13 | 5.~14.3. | 可燃ごみ 4,988t 静岡市へ焼却委託 |
| 平成 13 | 10. | 5 自治会 (約 20,000 世帯) で市による古紙類の収集を試行 |
| 平成 14 | 4. | 清水市内全域を対象とした市による古紙類の収集を開始 |
| 平成 14 | 6.~15.3. | 静岡市へ 6,967t 焼却委託 |
| 平成 15 | 3.17 | 粗大・不燃ごみ戸別収集電話申し込み開始 |
| | 3.31 | 静岡市との合併により清水市が廃止 |

4 旧蒲原町・旧由比町

| 年 | 月 日 | 事 項 |
|-------|-------|---|
| 昭和 30 | | ごみ箱からの収集 |
| 昭和 36 | 12.25 | 一部事務組合「富士川町外二町衛生組合」設立 同時にし尿の共同処理を開始 |
| 昭和 41 | | 焼却能力 12t/日のセミオート機械焼却炉を建設 |
| 昭和 43 | | 紙袋などで排出する週 2 回の集積所回収を開始 |
| 昭和 45 | | 庵原郡三町共同のごみ処理施設建設を検討 |
| 昭和 46 | 7. 3 | 一部事務組合「庵原郡環境衛生組合」に改名 |
| 昭和 55 | 4. | 流動床式焼却炉 2 基を備えた「富士川クリーンセンター」稼動開始 |
| 平成 5 | | 合併処理浄化槽設置事業費の補助金交付を開始 |
| 平成 18 | 3.31 | 蒲原町が静岡市に編入合併し静岡市清水区に 「庵原郡環境衛生組合」の管理者に静岡市長が選任 |
| 平成 20 | 10.31 | 庵原郡環境衛生組合が解散される |
| | 11.1 | 由比町が静岡市に編入合併し静岡市清水区に |

編集・発行 静岡市環境局
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1075
発行年月 令和5年10月